

家事援助限定型訪問サービスの 手引き

令和元年10月

西宮市

はじめに

本手引きは、平成29年4月から実施している介護予防・日常生活支援総合事業の「家事援助限定型訪問サービス」に関する人員や運営基準、報酬等を解説した手引きです。

家事援助限定型訪問サービスは、旧来の介護予防訪問介護の基準を一部緩和したサービスです（手引き内において、予防専門型訪問サービス（旧来の介護予防訪問介護相当サービス）と基準が異なる箇所に、◆を表示しています）。

本手引きを参考に、介護保険制度の基本的な事項や運営上の具体的な取扱い等について理解を深めていただき、適正な事業運営をされるとともに、利用者に期待され、信頼されるサービスの提供に努めていただきますようお願いいたします。

なお、内容は今後変更も予想されますので、常に最新情報を入手するようにしてください。

※ 本手引きは西宮市ホームページに掲載しています。

HPアドレス：

<https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/kaigojigyo/tetsuzuki/jigyo-kaigoyobo.html>

主な改訂事項

改訂時期	主な改訂事項
平成 28 年 12 月	初回作成
平成 29 年 4 月	介護職員処遇改善加算の一部変更
	Q & A（介護予防・生活支援員及び訪問事業責任者の資格要件変更）
平成 30 年 1 月	予防専門型訪問サービス及び家事援助限定型訪問サービスの利用について（通知）の変更
平成 30 年 10 月	平成 30 年度報酬改定に伴い変更
平成 31 年 1 月	共生型予防専門型訪問サービスの創設に伴う一部変更
令和元年 10 月	介護職員等特定処遇改善加算の追加

目 次

I	介護予防・日常生活支援総合事業について	
1	介護保険法改正について	1
2	西宮市の総合事業の構成	2
II	家事援助限定型訪問サービスの概要	
1	「家事援助限定型訪問サービス」とは	3
2	家事援助限定型訪問サービスの基本方針	4
3	サービス利用対象者	4
4	サービス提供の流れ	5
III	介護保険制度と家事援助限定型訪問サービス	
1	事業者指定	
(1)	人員基準	6
(2)	設備基準	7
(3)	運営基準（主なもの）	8
2	介護報酬等	
(1)	家事援助限定型訪問サービス費	9
(2)	加算	9
(3)	減算	10
(4)	家事援助限定型訪問サービス費を算定しない場合	10
(5)	利用者負担	10
(6)	第1号事業支給費の割引	11
(7)	介護報酬算定の例	12
IV	Q & A	13
	通知	
	介護予防サービス利用者の日割り算定について	71
	予防専門型訪問サービス及び家事援助限定型訪問サービスの利用について	72

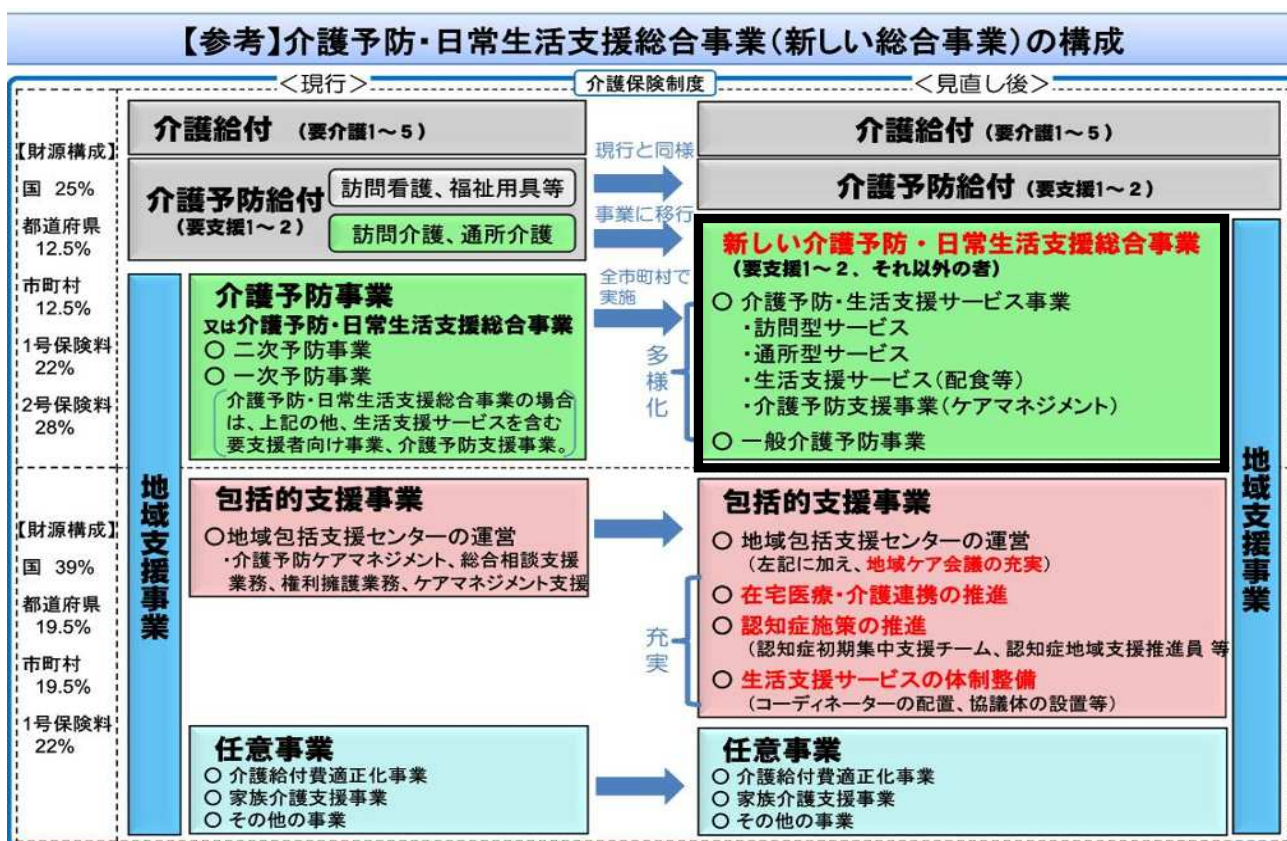
I 介護予防・日常生活支援総合事業について

1 介護保険法改正について

平成 27 年度の介護保険法改正において、現行の要支援者の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護について、地域の実情に応じた多様な主体による柔軟な取組みにより、効率的かつ効果的にサービスを提供できるよう、地域支援事業の「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）」で実施することが示された。

総合事業は、要支援者等に対して支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業（以下「第1号事業」という。）」と、第1号被保険者に対して介護予防を行う「一般介護予防事業」で構成されている。

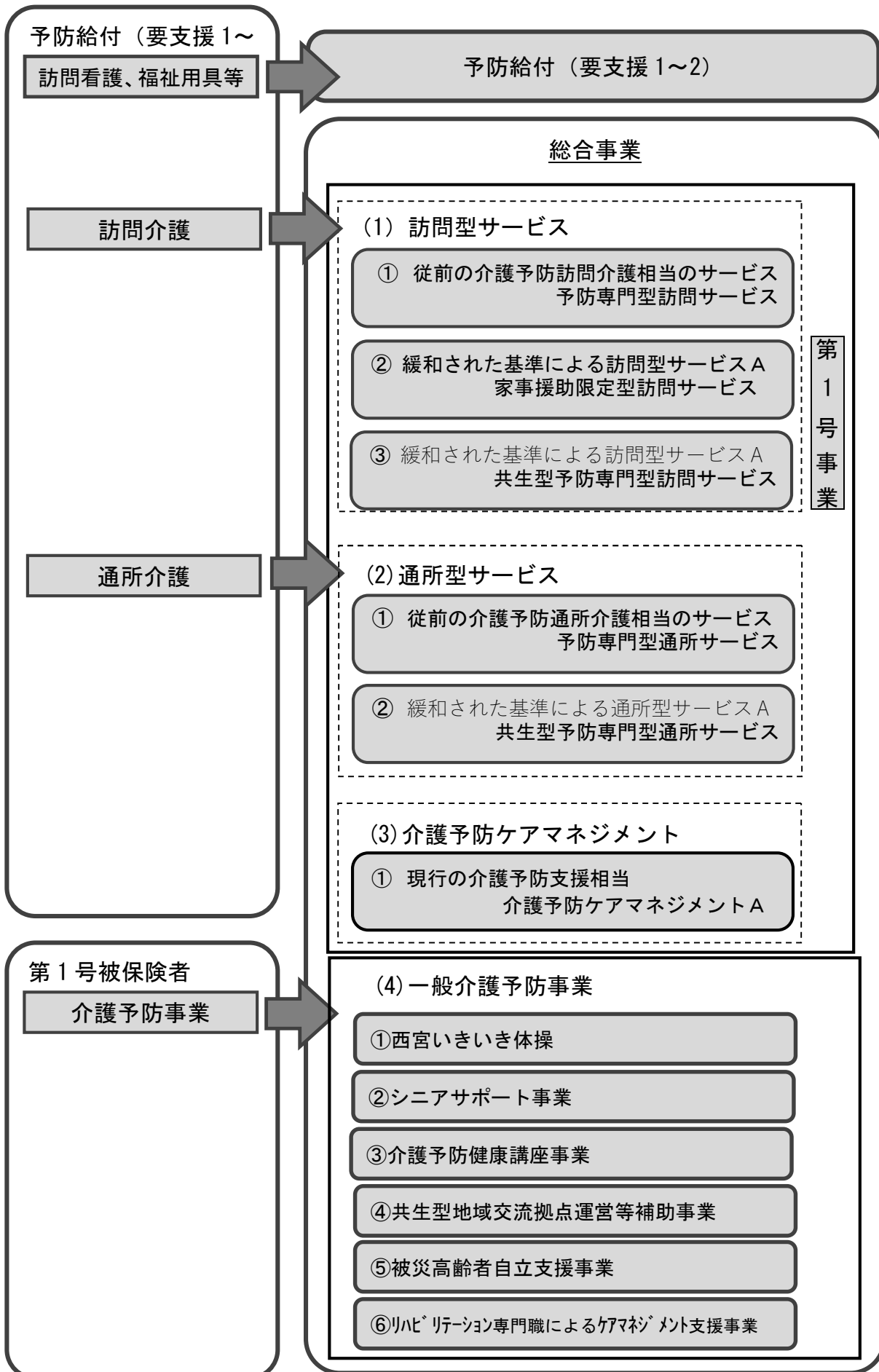
西宮市においては、平成 29 年 4 月から本事業を実施している。



厚生労働省資料より抜粋

2 西宮市の総合事業の構成

西宮市における総合事業の構成は次のとおりとする。



II 家事援助限定型訪問サービスの概要

1 「家事援助限定型訪問サービス」とは

介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業である。

第 1 号訪問事業とは、介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イにおいて、「居宅要支援被保険者等^{*1}の介護予防^{*2}を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅^{*3}において、厚生労働省令で定める基準^{*4}に従って、厚生労働省令で定める期間^{*5}にわたり日常生活上の支援を行う事業」と規定されている。

※1「居宅要支援被保険者等」とは？

要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの又は基本チェックリストを活用し事業対象者の基準に該当した第 1 号被保険者

【介護保険法第 53 条第 1 項、115 条の 45 第 1 項第 1 号】

【介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4】

※2「介護予防」とは？

身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止

【介護保険法第 8 条の 2 第 2 項】

※3「居宅」とは？

P. 69 の問 112 参照

※4「厚生労働省令で定める基準」とは？

- 事故発生時の対応
- 従事者又は従事者であった者の秘密保持
- 従事者の清潔保持と健康状態の管理
- 廃止・休止の届出と便宜の提供

【介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 3 第 2 項】

※5「厚生労働省令で定める期間」とは？

1 介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランにて第 1 号訪問事業に係るサービスの利用期間を定めた場合

⇒当該利用期間又は居宅要支援被保険者等でなくなる日までの期間のいずれか短い期間

2 前号に規定する場合以外の場合

⇒居宅要支援被保険者等でなくなる日までの期間

【介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 5 第 1 項】

家事援助限定型訪問サービスは、第 1 号訪問事業における介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 2 号に規定する基準に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針第 2 の 4 (1) に規定する主に雇用されている労働者により提供される旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービスである。

当該サービスは、市町村が地域の実情に応じてその内容や費用、基準を決めることが

でき、当該サービスは旧来の介護予防訪問介護をもとに、「**新たな担い手による生活援助（掃除や買い物など）のみの提供**」をポイントとして、主に以下の事項について基準を緩和したサービスである。

○訪問介護員等以外の従事者（市指定研修の修了者等）によるサービス提供

○介護予防訪問介護計画の作成は不要

なお、それら以外の点については基本的に旧来の介護予防訪問介護と同様である。

2 家事援助限定型訪問サービスの基本方針 ◆

家事援助限定型訪問サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の家事を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

3 サービス利用対象者

家事援助限定型訪問サービスを含む第1号事業の利用対象者は「要支援者に相当する者」とされており、具体的には下記のとおりとされている。

○要支援1又は要支援2

要支援認定を受け、要支援1又は2と認定を受けた人。

○事業対象者

第1号被保険者であって、基本チェックリストによる判定を実施し、事業対象者の基準に該当した人。事業対象者は、訪問型サービスや通所型サービスの第1号事業のみ利用できる。なお、介護予防訪問看護などの予防給付を利用する場合は要支援認定を受け、要支援1又は2と認定される必要がある。

※第2号被保険者については、要支援認定を受けていることが必要であり、事業対象者とはならない。

西宮市においては、「要支援者に相当する者」の判断として、原則として要支援認定を受けた人とし、まず要支援認定の申請の手続きを経ることとなる。

要支援1・要支援2の認定結果が出た場合は、アセスメントを実施し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに基づきサービスを利用する。一方、非該当の結果が出た場合においても希望者は基本チェックリストによる判定を実施し、事業対象者に該当した場合は、アセスメントに基づきサービス利用の必要性を判断し、介護予防ケアマネジメントに基づきサービスを利用する。

なお、介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランは地域包括支援センターが作成するが、居宅介護支援事業所への委託も可能である。

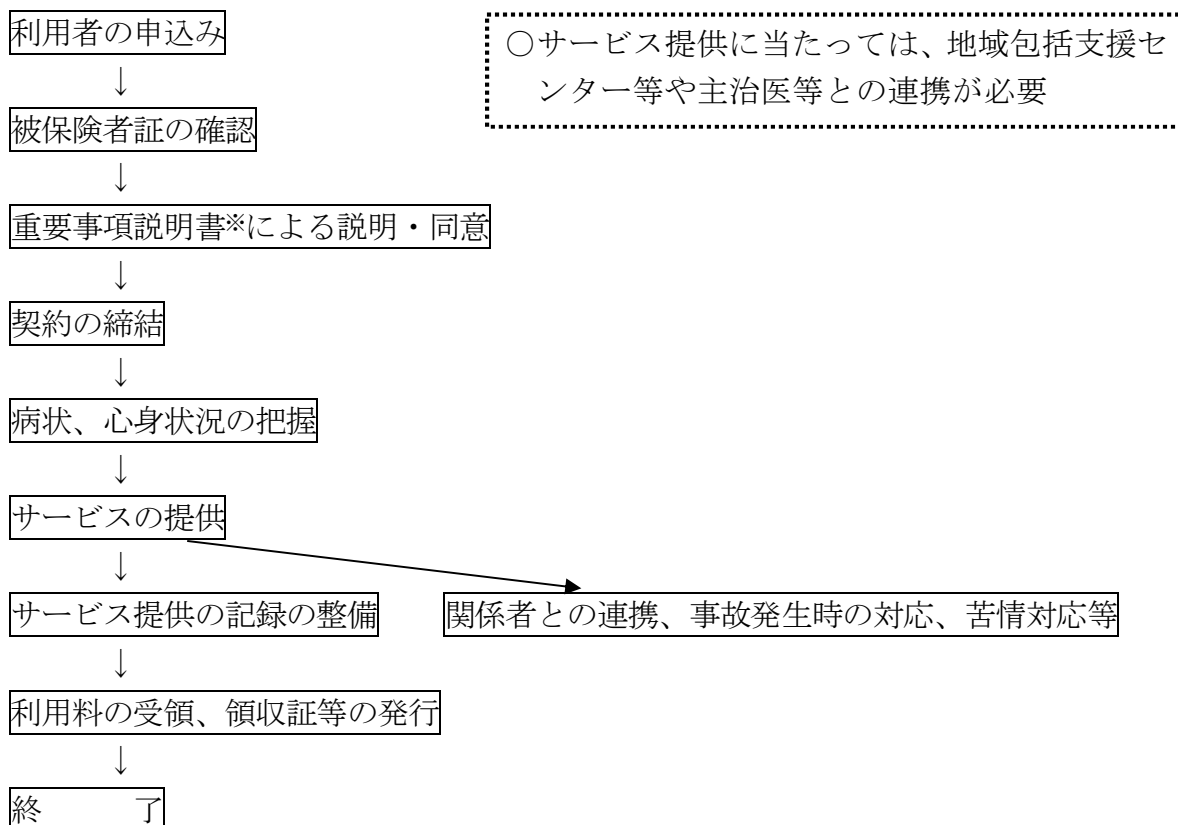
サービス利用に当たっては、利用者は本市に対し地域包括支援センターを通じて、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの作成を依頼することの届出をしなければならない。

※詳細については「介護予防・日常生活支援総合事業の手引き（共通版）」参照。

予防専門型訪問サービス又は家事援助限定型訪問サービスの利用については、地域包

括支援センター及び委託先の居宅介護支援事業所における介護支援専門員が本人の状況を勘案して判断することとなる。家事援助限定型訪問サービスについては、生活援助のみが必要な者を利用者として想定しているが、詳細については「予防専門型訪問サービス及び家事援助限定型訪問サービスの利用について（通知）」(P. 72)を参照すること。

4 サービス提供の流れ



※ 契約書、重要事項説明書

「西宮市標準利用契約書」及び「西宮市標準重要事項説明書」に沿って家事援助限定型訪問サービスに関する重要事項説明書及び契約書を作成すること。

事前に重要事項説明書を交付し、利用者及び家族に十分説明したうえで契約する。特に、利用者が認知症高齢者であり、利用者に家族等がない場合には、アドボカシー（権利の代弁・擁護・弁護）が確保されることを目的とした成年後見制度など第三者が関与する制度の活用ができるようにする。

なお、重要事項説明書は、利用申込者が自らのニーズに合致した事業者を選択するに当たって、極めて重要な文書であることから、重要事項説明書はサービスの利用契約とは別の文書であり、①重要事項説明書をもって契約書に代えること、②契約書中に重要事項が記載されているとして重要事項説明書の交付をしないことは不適切である。

Ⅲ 介護保険制度と家事援助限定型訪問サービス

1 事業者指定

家事援助限定型訪問サービス事業所の開設に当たっては、西宮市長による介護保険法上の事業者指定を受けなければならない（介護保険法第 115 条の 45 の 5）。「西宮市指定家事援助限定型訪問サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準要綱」には、①基本方針、②人員基準、③設備基準、④運営基準が定められている。「人員基準」は、従業者の知識、技能に関する基準であり、「設備及び運営基準」は事業者に必要な設備の基準や第 1 号事業支給費の支給の対象となる介護サービスの事業を実施する上で求められる運営上の基準で、事業目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものである。

したがって、指定に当たっては上記の①～④の全てを満たす必要があり、例えば設備基準を満たしていても、人員基準を満たしていない場合には指定を受けることはできない。

(1) 人員基準

種 別	内 容
管理者	指定家事援助限定型訪問サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。 ただし、指定家事援助限定型訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
訪問事業責任者 ◆	事業所ごとに、専ら指定家事援助限定型訪問サービスに従事する 1 人以上の訪問事業責任者を置かなければならない。
介護予防・生活支援員 ◆	事業所ごとに 3 人以上の介護予防・生活支援員を置く。
指定訪問介護等と同一の事業所で一体的な運営をする場合 ◆	指定家事援助限定型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定若しくは指定予防専門型訪問サービス事業者の指定又は指定訪問介護事業者の指定及び指定予防専門型訪問サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定家事援助限定型訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業若しくは指定予防専門型訪問サービスの事業又は指定訪問介護の事業及び指定予防専門型訪問サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それらの人員に関する基準を満たすことをもって、上記に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。ただし、訪問事業責任者において基準を満たしているものとみなすことができるのは、指定家事援助限定型訪問サービスの事業所の利用者と、当該事業所において一体的に運営されて

	いる指定訪問介護の事業又は指定予防専門型訪問サービスの事業の利用者とを合計した利用者の数が、利用者の数に応じて置かなければならない指定訪問介護又は指定予防専門型訪問サービスのサービス提供責任者の員数を満たす場合である。
--	---

「常勤」とは、当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 23 条第 1 項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件は満たすものであることとする。例えば、一の事業者によって行われる指定家事援助限定型訪問サービス事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定家事援助限定型訪問サービス事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

「専ら従事する」「専ら提供に当たる」とは、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

「勤務延時間数」とは、勤務表上、当該家事援助限定型訪問サービスの事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者一人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

(2) 設備基準

種 別	内 容
事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・間仕切りする等、他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 ・区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定家事援助限定型訪問サービスの事業を行うための区画が明確に特定されて

	<p>いれば足りる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保する。
指定家事援助限定型訪問サービスに必要な設備及び備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する。 ・他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定家事援助限定型訪問サービスの事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。
指定訪問介護等と同一の事業所で一体的な運営をする場合	<p>指定家事援助限定型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定若しくは指定予防専門型訪問サービス事業者の指定又は指定訪問介護事業者の指定及び指定予防専門型訪問サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定家事援助限定型訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業若しくは指定予防専門型訪問サービスの事業又は指定訪問介護の事業及び指定予防専門型訪問サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それらの設備に関する基準を満たすことをもって、上記に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>

※ 事務室・区画、又は設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。

(3) 運営基準（主なもの）

① サービス提供内容の説明・同意
② サービス提供拒否の禁止
③ サービス提供の記録
④ 緊急時の対応
⑤ 運営規程の整備
⑥ 衛生管理
⑦ 秘密保持
⑧ 苦情、事故発生時の対応等
⑨ 会計の区分
⑩ 記録の整備

2 介護報酬等

(1) 家事援助限定型訪問サービス費 ※西宮市は3級地であり、地域単価は11.05円

区 分	報 酬	対 象
家事援助限定型訪問サービス費（Ⅰ） ◆	1月につき 938単位	要支援1・2又は事業対象者 週に1回程度の指定家事援助限定型訪問サービスが必要とされた者
家事援助限定型訪問サービス費（Ⅱ） ◆	1月につき 1,874単位	要支援1・2又は事業対象者 週に2回程度の指定家事援助限定型訪問サービスが必要とされた者
家事援助限定型訪問サービス費（Ⅲ） ◆	1月につき 2,972単位	要支援2 週に2回を超える指定家事援助限定型訪問サービスが必要とされた者

単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である(障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合をいう。)ものに対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる要支援者又は事業対象者に対して行われるものをいう。)を行った場合に算定する。 ◆

(2) 加算

区分支給限度基準額に含まれない加算については、▲のマークを記載しています。

種 別	内 容
初回加算 ◆	介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター又は介護予防支援事業者において、新規に介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに家事援助限定型訪問サービスを位置付けた利用者に対して、介護予防・生活支援員を兼務している訪問事業責任者が初回若しくは初回の指定家事援助限定型訪問サービスを行った日の属する月に指定家事援助限定型訪問サービスを行った場合又は当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所のその他の介護予防・生活支援員が初回若しくは初回の指定家事援助限定型訪問サービスを行った日の属する月に指定家事援助限定型訪問サービスを行った際に訪問事業責任者が同行した場合、1月につき所定単位数(160単位)を加算する。
▲介護職員処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準(平成29年厚生労働省告示第65号第4号の基準を準用し(この場合において、同号中「指定訪問介

	<p>護事業所」とあるのは「指定家事援助限定型訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。)、また内容は、別途通知(「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」)を準用する。</p> <p>なお、指定家事援助限定型訪問サービス事業所において、介護職員処遇改善加算の対象となる介護職員は、介護予防・生活支援員(管理者又は訪問事業責任者を兼務している場合も含む。)とする。</p>
<p>▲介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準第4の2の基準を準用しこの場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定家事援助限定型訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。)、また内容は、別途通知(「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」)を準用する。</p> <p>なお、指定家事援助限定型訪問サービス事業所において、介護職員処遇改善加算の対象となる介護職員は、介護予防・生活支援員(管理者又は訪問事業責任者を兼務している場合も含む。)とする。</p>

(3) 減算

種 別	内 容
<p>事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物に居住する利用者又はこれ以外の利用者が20人以上居住する建物に居住する利用者に対してサービスを行う場合の減算</p>	<p>指定家事援助限定型訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定家事援助限定型訪問サービス事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者又は指定家事援助限定型訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定家事援助限定型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。</p>

(4) 家事援助限定型訪問サービス費を算定しない場合

利用者が予防専門型訪問サービス、共生型予防専門型訪問サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、家事援助限定型訪問サービス費は、算定しない。

また、利用者が一の家事援助限定型訪問サービス事業所において家事援助限定型訪問サービスを受けている間は、当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所以外の指定家事援助限定型訪問サービス事業所が指定家事援助限定型訪問サービスを行った場合に、家事援助限定型訪問サービス費は、算定しない。

(5) 利用者負担

- ① 通常の利用料(1割、2割又は3割負担)
- ② 通常の実業実施地域以外でサービスを提供する場合、別に定める交通費の徴収が可能

(6) 第1号事業支給費の割引

項目	内容
概要	<p>事業所毎、介護サービスの種類毎に「市町村が定める基準」における単位に対する百分率による割引率(〇〇%)を設定する。なお、事業者は事業所毎に設定する費用の額について、市町村に届出を行う必要がある。</p> <p>(例)「市町村が定める基準」で100単位の介護サービスを提供する際に、5%の割引を行う場合。(「1単位=10円」の場合)</p> <p>事業所毎、介護サービス種類毎に定める割引率(5%)を100単位から割り引いた95単位を基に、保険請求額及び利用者負担額が決定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険請求額 : $(100 \text{ 単位} \times 0.95) \times 10 \text{ 円} / \text{単位} \times 0.9 = 855 \text{ 円}$ ・利用者負担額 : $(100 \text{ 単位} \times 0.95) \times 10 \text{ 円} / \text{単位} - 855 = 95 \text{ 円}$ <p>利用者は割り引かれた5単位分を他の介護サービスに使用することができる。</p>
弾力的な設定	<p>「同じような時間帯に利用希望が集中するため効率よく訪問できない」などの指摘を踏まえ、例えば訪問入浴介護事業所が昼間の閑散期に割引を実施するなど、ひとつのサービス種類に複数の割引率を弾力的に設定することができることとする。具体的な設定方法は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) サービス提供の時間帯による複数の割引率の設定(午後2時から午後4時までなど) (イ) 曜日による複数の割引率の設定(日曜日など) (ウ) 暦日による複数の割引率の設定(1月1日など)
要件	<p>割引の実施に当たっては、以下に掲げる要件を満たす必要があること</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 当該割引が合理的であること (イ) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをしたり利用者のニーズに応じた選択を不当に歪めたりするものでないこと (ウ) 地域包括支援センター等における給付管理を過度に複雑にしないこと

(7) 介護報酬算定の例

① 単位数算定

単位数算定の際の端数処理は、小数点以下を「四捨五入」する。

(例)・家事援助限定型訪問サービス費 (I) を算定 938単位

・訪問型独自サービス処遇改善加算 I を算定する場合、対象となる単位数の合計に加算割合を乗じる

$$938 \times 0.137 = 128.5 \rightarrow 129 \text{単位}$$

$$938 \text{単位} + 129 \text{単位} \rightarrow 1,067 \text{単位}$$

② 金額換算

算定された単位数から金額に換算する際に生じる1円未満 (小数点以下) の端数について、「切り捨て」する。

(例) 上記①の例で地域区分は3級地の場合の家事援助限定型訪問サービス

$$1,067 \text{単位} \times 11.05 \text{円} / \text{単位} = 11790.3 \text{円} \rightarrow 11,790 \text{円}$$

③ 保険請求・利用者負担額

1割が利用者負担である場合、総額の9割 (1円未満切り捨て) が保険請求額となり、総額と保険請求額の差が利用者負担額となる。

(例) 上記②の場合

$$11,790 \text{円} \times 0.9 = 10611.0 \text{円} \rightarrow \text{保険請求額 } 10611.0 \text{円}$$

$$11,790 \text{円} - 10,611 \text{円} \rightarrow \text{利用者負担額 } 1,179 \text{円}$$

IV Q & A

凡例

「法」→ 介護保険法

「施行令」→ 介護保険法施行令

「施行規則」→ 介護保険法施行規則

「指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱」→ 西宮市指定家事援助限定型訪問サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定家事援助限定型訪問サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱

「指定家事援助限定型訪問サービス基準要領」→ 西宮市指定家事援助限定型訪問サービスの基準等に関する要領

「指定家事援助限定型訪問サービス額の算定基準要綱」→ 西宮市指定指定家事援助限定型訪問サービスに要する費用の額の算定に関する要綱

「指定家事援助限定型訪問サービス額の算定基準要領」→ 西宮市指定指定家事援助限定型訪問サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項に関する要領

「総合事業実施要綱」→ 西宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

「介護予防支援基準」→ 西宮市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年西宮市条例61号）

「介護予防ケアマネジメント要綱」→ 西宮市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱

「介護報酬等に係るQ & A」→ 介護報酬等に係るQ & A（平成12年3月31日厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室・事務連絡及び平成12年4月28日、5月15日厚生省老人保健福祉局老人保険課・事務連絡）

「運営基準等に係るQ & A」→ 介護保険最新情報vol. 106（平成13年3月28日）、厚生省老健局振興課・事務連絡（平成14年3月28日）

「平成〇年〇月改定関係Q & A」→ 当該年月の改定関係Q & A

「地域包括支援センター等」→ 介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター又は指定介護予防支援事業者

「要支援認定等」→ 要支援認定又は事業対象者の該当の有無の判断

「指定訪問介護等」→ 指定訪問介護又は指定予防専門型訪問サービス

— Q & A 目次 —

取消し等

- 1 指定の取消し等について、どのように定められているか？

人員、設備及び運営に関する基準等

- 2 指定第1号事業の一般原則とはどのようなものか？
- 3 介護予防・生活支援員の具体的な範囲は？ ◆
- 4 介護予防・生活支援員の員数の取扱いの具体的な考え方は？ ◆
- 5 介護予防・生活支援員については3人以上とされているが、個々の最低勤務時間はあるか？ ◆
- 6 常勤換算方法により算定される従業者が出張したり、また休暇を取った場合に、その出張や休暇に係る時間は勤務時間としてカウントするのか？
- 7 管理者の配置の条件は？
- 8 各事業所の「管理者」についても、育児・介護休業法第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置の適用対象となるのか？
- 9 管理者にはどのような責務があるのか？
- 10 訪問事業責任者の配置の条件は？ ◆
- 11 訪問事業責任者については1以上とされているが、最低勤務時間はあるか？また、利用者数が何名でも1名配置されていれば基準を満たすということか？ ◆
- 12 訪問事業責任者が介護予防・生活支援員を兼務することは可能か？ ◆
- 13 訪問事業責任者の資格要件は？ ◆
- 14 訪問介護事業所の運営経験3年について、当該事業所は西宮市内の事業所に限られるのか？ ◆
- 15 西宮市の養成研修修了者等を訪問事業責任者として配置する場合、「必要な研修を実施又は受講させること」とあるが、具体的にどのような研修を実施又は受講させる必要があるのか？ ◆
- 16 サービス提供責任者の資格を所持していない者を訪問事業責任者として配置する場合、必要な研修は配置前に実施又は受講させる必要があるのか？ ◆
- 17 指定訪問介護等と同一の事業所で一体的な運営をし家事援助限定型訪問サービスの人員基準を満たしている場合におけるただし書は、具体的にはどのようなことか？ ◆
- 18 指定家事援助限定型訪問サービスと一体的な運営をしている指定訪問介護等事業所は、指定家事援助限定型訪問サービスの利用者数を含んだ上でサービス提供責任者の配置基準を満たす必要があるのか？ ◆
- 19 訪問事業責任者は管理者と兼務可能か？
- 20 非常勤の訪問事業責任者が、指定家事援助限定型訪問サービス事業所において勤務する時間以外に、他の事業所で勤務することは差し支えないか？
- 21 訪問事業責任者にはどのような責務があるのか？

- 22 事業所は、サービス提供に際し、利用者にどのような説明を必要とするか？
- 23 事業所は、サービス提供に際し文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならないが、文書の交付に代わる方法はあるか？
- 24 事業者は、サービス提供を拒否することができるか？ ◆
- 25 サービスを提供する前に利用者に健康診断を受けるように求めることはできるか？
また、健康診断書作成に係る費用の負担はどのように取り扱うべきか？
- 26 サービス提供が困難な場合、事業者はどのような対応が必要か？
- 27 利用者の受給資格の確認は、何のために行うのか？
- 28 利用申込者が要支援認定を受けていない等の場合、事業者はどのような対応をする必要があるか？
- 29 事業者は、利用者の心身等の状況をどのように把握するか？
- 30 地域包括支援センター等とはどのような連携をするのか？
- 31 利用申込者が介護予防サービス計画等の作成を地域包括支援センター等に依頼していない場合は、どうすればよいか？
- 32 介護予防サービス計画等について、どのように取り扱う必要があるか？
- 33 利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合どのような援助が必要か？
- 34 介護予防・生活支援員等は、身分を証する書類を携帯する必要があるか？
- 35 サービス提供の記録の整備はどのように行うか？
- 36 領収証は発行しなければならないか？
- 37 介護報酬の利用料（自己負担分）について、10円又は100円単位で指定家事援助限定型訪問サービス事業者が利用者に請求することは可能か？
- 38 例えば、利用料相当額の金品等を指定家事援助限定型訪問サービス事業者が利用者に渡す、又は10回サービスを受けたら1回無料（介護保険対象外事業として）でサービスを提供することは可能か？
- 39 家事援助限定型訪問サービスの費用の負担割合はどうか？
- 40 通常の利用者負担額の受領に関しては、どのように定められているか？
- 41 通常の利用者負担以外に利用者から受領できる費用について、どのように定められているか？
- 42 家事援助限定型訪問サービスにおいてキャンセル料を徴収することはできるか？
- 43 営業日以外の日にサービス提供した場合、その対価については次のどれによるべきか？
- 44 指定家事援助限定型訪問サービスの基本取扱方針及び具体的取扱方針についてどのように定められているか？ ◆
- 45 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、どうすればよいか？
- 46 介護予防・生活支援員等の同居家族に対してサービスを提供してもよいか？
- 47 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第22条で同居家族に対するサービス提供を禁止しているが、ここでいう同居家族とは、介護予防・生活支援員と要支援者等が同一の居宅に居住していることをいうものであり、別居の家族に対するサービス提供を禁止するものではないか？

- 48 利用者に関する市町村への通知は、どのような場合に行うのか？
- 49 緊急時の対応とはどのように行うのか？
- 50 運営規程について、どのように定めなければならないか？ ◆
- 51 指定家事援助限定型訪問サービスのみを実施している事業所において、標準利用者数を定めることは可能か？ ◆
- 52 標準利用者数の規定は、事業所の判断において定めないことも可能か？ ◆
- 53 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、多種多様な家事援助限定型訪問サービスの提供を行う必要があるが、生活援助を総合的に提供するとはどういうことか？ ◆
- 54 勤務体制の確保については、どのように定められているか？
- 55 衛生管理等についてどのように定められているか？
- 56 秘密保持等について、どのように定められているか？
- 57 広告について、どのように定められているか？
- 58 地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止について、どのように定められているか？
- 59 苦情について、事業者はどのような対応をとる必要があるか？
- 60 指定家事援助限定型訪問サービス事業者が行うべき地域との連携についてどのように定められているか？
- 61 事故発生時、どのような対応をする必要があるか？
- 62 会計の区分について、どのように定められているか？
- 63 基準上、記録の整備については、どのように定められているか？

介護報酬算定

- 64 家事援助限定型訪問サービスで利用できるサービスの範囲や特徴はどのようなものか？ ◆
- 65 介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに位置付けられる具体的なサービス内容とは何を指すか？ ◆
- 66 家事援助限定型訪問サービスの区分の位置付けはどのように行うのか？また、利用回数や 1 回当たりのサービス提供時間についての標準や指針については示されないのか？ ◆
- 67 事業所として一律に要支援 1 の利用者又は事業対象者は週 1 回、要支援 2 の利用者は週 2 回といった形での取扱いを行うこととしてよいか？
- 68 「生活援助」の意義は何か？
- 69 「直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為」とは具体的にはどのような行為のことか？
- 70 家事援助限定型訪問サービスは、家族がいる場合や地域の支え合いサービスがあれば、まったく支給できないか？
- 71 介護予防・生活支援員が、訪問時に不適正な生活援助行為を行うことを求められた場合、どのように対応したらいいか？
- 72 生活援助の買い物代行は生活援助に位置づけられているが、その注意点は？
- 73 生活援助における「買い物」サービスについて、利用者宅に訪問するための移動中

に商品を購入することは可能か？

74 「家事援助限定型訪問サービスの内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の生活援助を行う場合には、家事援助限定型訪問サービス費は算定できない。」とされているが、具体的な内容については？

75 介護予防・生活支援員が利用者本人の在宅中に訪問して、本人の安否確認・健康チェック等を行った後、本人が通院や散歩等に出かけ、その間(本人留守中)に掃除等の生活援助を行うことは、家事援助限定型訪問サービスとして認められるか？

76 当初、週 2 回程度の(Ⅱ)型を算定していたものの、月途中で状況が変化して週 1 回程度のサービス提供となった場合の取扱いはどのようにすればよいか？

77 家事援助限定型訪問サービスは、月単位の定額制とされているが、複数の事業所を利用することはできないか？

78 家事援助限定型訪問サービスについては、定額報酬であるので、利用者から平均的な利用時間を倍以上超えたサービス提供を求められた場合、これに応じなければサービス提供拒否として基準違反になるのか？

79 家事援助限定型訪問サービスのサービスを利用しているものから、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに基づくサービスとは別に、あくまで利用者の個人的な選好によるサービスの提供が当該事業者に対して求められた場合、当該サービスについては、定額報酬の対象外ということによいか？

80 介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者が、家事援助限定型訪問サービスを併せて利用することは可能か？

81 家事援助限定型訪問サービスと介護予防訪問看護、又は家事援助限定型訪問サービスと介護予防訪問リハビリテーション等複数種類の訪問サービスを、同一利用者が同一時間帯に利用することは可能か？

82 通所サービスと訪問サービスを重複して同一時間帯に利用することは可能か？

83 要介護認定を受けている者は、家事援助限定型訪問サービスを利用することができるか？

84 家事援助限定型訪問サービスにおいて、「通院等乗降介助」の単位を算定することは可能か？

85 要支援者又は事業対象者の居宅以外で行われるサービスについて、家事援助限定型訪問サービスの算定はできるか？

86 複数の要支援等高齢者がいる世帯に 1 人の介護予防・生活支援員が派遣される場合の取扱いはどのようになるのか？

日割り算定

87 家事援助限定型訪問サービスにおいて日割りを行う場合はどのような場合か？また、日割り算定を行う場合、具体的にどのように計算すればよいか？

88 家事援助限定型訪問サービスについては、月当たりの定額制とされているが、月途中からのサービス利用開始、月途中でのサービス利用終了の場合であっても日割り算定しないのか？

89 家事援助限定型訪問サービス費（Ⅲ）を算定している利用者が、月の途中で要支援2から要支援1に変更となった場合の算定はどうか？

90 家事援助限定型訪問サービス利用者の要支援等認定区分が月途中で変更となった場合など日割りによる算定を行う場合に、当該変更後又は変更前にサービス利用の実績がない場合はどのように取り扱うのか？

91 家事援助限定型訪問サービスを午前中に利用した後、やむを得ない事情により、介護予防短期入所生活介護を利用した場合はどのように算定すればよいのか？

初回加算

92 訪問事業責任者の同行について留意することは？

93 初回加算を算定する場合を具体的に示されたい。

94 初回加算を算定する場合に、利用者の同意は必要か？

事業所と同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合の減算

95 同一敷地内建物等の定義は？

96 同一の建物に20人以上居住する建物の定義は？

97 「同一敷地内建物等」に該当するもの以外の集合住宅に居住する利用者に対し訪問する場合、利用者が1月当たり20人以上の場合減算の対象となるが、算定月の前月の実績で減算の有無を判断することとなるのか？

98 「同一建物に居住する利用者が1月当たり20人以上である場合の利用者数」とは、どのような者の数を指すのか？

99 同一敷地内建物等又は同一の建物に20人以上居住する建物であっても、効率的なサービス提供が可能でないものは、減算とはならないのか？

100 集合住宅減算について、「同一敷地内建物等」であっても「サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと」とされているが、具体的にはどのような範囲を想定しているのか？

101 月の途中で、集合住宅減算の適用を受ける建物に入居した又は当該建物から退居した場合、月の全てのサービス提供部分が減算の対象となるのか？

102 削除

103 集合住宅減算として、①指定家事援助限定型訪問サービス事業所と同一敷地内建物等の利用者、②指定家事援助限定型訪問サービス事業所の利用者が20人以上居住する建物の利用者について減算となるが、例えば、当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所と同一建物に20人以上の利用者がいる場合、①及び②のいずれの要件にも該当するものとして、減算割合は△20%となるのか？

104 集合住宅減算について、サービス提供事業所と建物を運営する法人がそれぞれ異なる法人である場合にはどのような取扱いとなるのか？

105 指定家事援助限定型訪問サービス事業所が、指定訪問介護事業又は指定予防専門型訪問サービス事業を一体的に運営している場合であって、当該事業所の利用者が同一の建物に20人以上居住する場合の実利用者の計算方法はどうか？ ◆

他制度との関係 (医療)

- 106 医療保険の適用を受ける病床に入院している者が外泊中に、第1号事業支給費の支給対象である訪問通所サービスを利用することは可能か？
- 107 医療費控除の取扱いはどのようになっているか？ ◆

その他

- 108 介護予防・生活支援員として、してはいけない行為はあるか？
- 109 家事援助限定型訪問サービスを1日に数時間組み込み、24時間のうちの残りの時間を利用者と介護予防・生活支援員の間で「家政婦」として契約し、いわゆる「住み込み」によるサービス提供を行うことはできるか？
- 110 午前中に「家事援助限定型訪問サービス」を実施し、午後に利用者と当該介護予防・生活支援員の間で「家政婦」としてサービス提供を行った場合に、家事援助限定型訪問サービスの対象となるか？
- 111 サービスの提供時間帯による割引率を設定した場合、割引が適用される時間帯はサービス開始時刻で判断するのか？
- 112 ケア付き住宅、宅老所等と称しながらも、一室に多数の高齢者を収容し、或いは極めて狭隘な個室に高齢者を収容した上で、同一施設内や近隣に設置した指定家事援助限定型訪問サービスから居宅サービスを提供している場合、このようなサービスの形態も介護保険の対象として認められるものなのか？
- 113 利用者が悪質な「訪問販売」等を契約している場合、どうしたらよいか？
- 114 訪問介護の特定事業所加算における訪問介護員等要件である介護福祉士等の割合には、家事援助限定型訪問サービスに従事する時間を含むか。また、重度要介護者等対応要件である利用者の数には、家事援助限定型訪問サービスの利用者は含むか？ ◆

平成30年追加分

- 115 不当な働きかけの禁止について、どのように定められているか？

取消し等

1 指定の取消し等について、どのように定められているか？

- 1 基準は、指定家事援助限定型訪問サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。
- 2 指定家事援助限定型訪問サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定家事援助限定型訪問サービスの事業の指定又は更新は受けられず、また、運営開始後、基準等に違反することが明らかになった場合には、
 - ① 相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、
 - ② 相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、
 - ③ 正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。
 - ④ ③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができる。

【指定取り消し及び指定の効力の停止に該当する事例】

- | |
|---|
| ① 指定事業者が、法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イからニまで又は法第 115 条の 45 の 5 第 2 項の厚生労働省令で定める基準に従って第 1 号事業を行うことができなくなったとき。 |
| ② 第 1 号事業支給費の請求に関し不正があったとき。 |
| ③ 指定事業者が、第 115 条の 45 の 7 第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 |
| ④ 指定事業者又は当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者が、第 115 条の 45 の 7 第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 |
| ⑤ 指定事業者が、不正の手段により指定事業者の指定を受けたとき。 |
| ⑥ 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で施行令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命 |

令若しくは処分に違反したとき。

⑦ 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支援事業又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

3 次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、**直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。**

① 次に掲げるときその他事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき

ア 指定家事援助限定型訪問サービスの事業の提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき

イ 地域包括支援センター等若しくはそれらの従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき

② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき

③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

4 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとする。

5 特に、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等に鑑み、**基準違反に対しては、厳正に対応すべきであること。**

○ 法第 115 条の 45 の 9

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 1

人員、設備及び運営に関する基準等

2 指定第 1 号事業の一般原則とはどのようなものか？

① 指定第 1 号事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

② 指定第 1 号事業者は、指定第 1 号事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の第 1 号事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 3 条

3 介護予防・生活支援員の具体的な範囲は？ ◆

介護予防・生活支援員は、介護福祉士又は施行令第3条第1項第1号に掲げる者若しくは一定の研修を修了した者と規定している。

1 「一定の研修を修了した者」とは、以下のいずれかの研修を修了した者をいう。

- ①改正前の施行規則第22条の23第1項に規定する3級課程修了者
- ②西宮市介護予防・生活支援員養成研修実施要綱に規定する養成研修修了者
- ③兵庫県介護予防・生活支援員認定要領に規定する兵庫県介護予防・生活支援員と認定された者又はみなされた者

◆ポイント◆

介護予防・生活支援員の資格については、訪問介護員等の資格の他、

- ①3級課程修了者
- ②西宮市が実施する養成研修修了者
- ③兵庫県介護予防・生活支援員と認定された者又はみなされた者を追加しています。

2 西宮市における「施行令第3条第1項第1号に掲げる者」の具体的範囲については次のとおりである。

資格・要件等	証明書等	実施主体 (証明を所管する機関)	研修等の 実施時期	該当級
家庭奉仕員採用時 研修修了者	修了証	市町村	S57.9.8～ S63.2.25	1級
家庭奉仕員等講習会 修了者	修了証書	都道府県	S63.2.26～ H3.6.26	1級
ホームヘルパー養成 研修修了者 1級、2級	修了証書	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県 ・都道府県（政令市） の指定を受けた市町村 又は民間団体 ・厚生省の指定を受けた 民間団体（平成11 年度までの修了分） 	H3～H11	1級 2級
介護員養成研修 <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員基礎研修 修了者 ・訪問介護員養成研 修修了者 1級、2級	修了証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県 ・都道府県の指定を受 けた市町村又は民間 団体 	H12～H24 ※ただし介護職 員基礎研修 H18～H24	1級 2級
介護員養成研修 <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員初任者研 修修了者 	修了証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県 ・都道府県の指定を受 けた市町村又は民間 団体 	H25～	—

生活援助従事者研修 課程修了者	修了証明書	・都道府県 ・都道府県の指定を受 けた養成研修事業者	H30.4～	
--------------------	-------	----------------------------------	--------	--

(注意)

- 看護師、准看護師及び保健師の資格を有する者については介護職員初任者研修の修了者（訪問介護員養成研修1級課程修了相当）とみなし、看護師等の資格を有する者が家事援助限定型訪問サービスに従事する際の証明として、看護師等の免許証をもって替えることとしている。
- 実務者研修修了証明書を有する者については、介護職員初任者研修の課程の全科目を免除できるものとし、家事援助限定型訪問サービスに従事する際の証明として、当該研修の修了証明書をもって替えることとしている。
- 居宅介護従業者養成研修（兵庫県障害者（児）ホームヘルパー養成研修）の修了証明書（1級、2級）を有する者については、訪問介護員養成研修の同一の級課程の全科目を免除できるものとし、家事援助限定型訪問サービスに従事する際の証明として、当該研修の修了証明書をもって替えることとしている。

※ 上記内容は西宮市におけるものであり、各都道府県等によって多少取り扱いが異なるので注意する。

- **指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第5条**
- **指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第3-1-(1)**
- **西宮市介護予防・生活支援員養成研修実施要綱**
- **兵庫県介護予防・生活支援員認定要領**
- **介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）（老振発0328第9号）（老振発0214第2号）（老振発0330第1号）**

4 介護予防・生活支援員の員数の取扱いの具体的な考え方は？ ◆

項目	内容
3人以上	指定家事援助限定型訪問サービスにおける介護予防・生活支援員の員数については、3人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数及び指定家事援助限定型訪問サービスの事業の業務量を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。
勤務日及び勤務時間が不規則な介護予防・生活支援員（登録介護予防・	登録介護予防・生活支援員によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等の事業所については、当該登録介護予防・生活支援員が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入すること。なお、

生活支援員)の勤務延時間数の算定	この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実績に即したものでなければならないため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。
------------------	---

◆ポイント◆

介護予防・生活支援員の員数については、「常勤換算で 2.5 人以上」ではなく、「3 人以上」という配置基準にしています。

また、登録介護予防・生活支援員の勤務延時間数の算定について、前年度の週当たりの平均稼働時間の規定は設けていません。

- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 5 条
- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-1-1 (1)

5 介護予防・生活支援員については 3 人以上とされているが、個々の最低勤務時間はあるか？ ◆

特に定めていないため、事業所の人員体制や利用状況に応じて適宜設定すること。

- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 5 条
- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-1-1 (1)

6 常勤換算方法により算定される従業員が出張したり、また休暇を取った場合に、その出張や休暇に係る時間は勤務時間としてカウントするのか？

「常勤換算方法」とは、非常勤の従業員について「事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業員の員数に換算する方法」であり、また、「勤務延時間数」とは、「勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間（又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む））として明確に位置付けられている時間の合計数」である（指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 2-2-1 (1)）。以上から、非常勤の従業員の休暇や出張（以下「休暇等」という。）の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めない。

なお、常勤の従業員（事業所において、指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 2-2-1 (2) における勤務体制を定められている者をいう。）の休暇等の期間については、その期間が暦月で 1 月を超えるものでない限り、常勤の従業員として勤務したものと取り扱うものとする。

- 運営基準等に関する Q & A 準用

7 管理者の配置の条件は？

指定家事援助限定型訪問サービス事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する。

ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。なお、管理者は、介護予防・生活支援員等である必要はない。

- ① 当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所の介護予防・生活支援員等としての職務に従事する場合
 - ② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合。（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）
- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 6 条
 - 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-1-1 (3)

8 各事業所の「管理者」についても、育児・介護休業法第 23 条第 1 項に規定する所定労働時間の短縮措置の適用対象となるのか？

労働基準法第 41 条第 2 号に定める管理監督者については、労働時間等に関する規定が適用除外されていることから、「管理者」が労働基準法第 41 条第 2 号に定める管理監督者に該当する場合は、所定労働時間の短縮措置を講じなくてもよい。

なお、労働基準法第 41 条第 2 号に定める管理監督者については、同法の解釈として、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者の意であり、名称にとらわれず、実態に即して判断すべきであるとされている。このため、職場で「管理職」として取り扱われている者であっても、同号の管理監督者に当たらない場合には、所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

また、同号の管理監督者であっても、育児・介護休業法第 23 条第 1 項の措置とは別に、同項の所定労働時間の短縮措置に準じた制度を導入することは可能であり、こうした者の仕事と子育ての両立を図る観点からは、むしろ望ましいものである。

○ 平成 27 年 4 月改定関係 Q & A VOL.1 準用

9 管理者にはどのような責務があるのか？

- ① 指定家事援助限定型訪問サービス事業所の管理者は、当該指定家事援助限定型訪問サ

ービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

② 指定家事援助限定型訪問サービス事業所の管理者は、当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 25 条

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-3-(14)

10 訪問事業責任者の配置の条件は？ ◆

指定家事援助限定型訪問サービス事業所ごとに、訪問事業責任者を 1 以上置かなければならない。なお、これについては、指定家事援助限定型訪問サービス事業所ごとに最小限必要な員数として定められたものであり、当該事業所の利用者の数や業務の実態等に応じて必要な員数を配置するものとする。

◆ポイント◆

訪問事業責任者の員数については、「利用者の数が 40 又はその端数を増すごとに 1 以上」ではなく、「1 人以上」という配置基準にしています。

また、「介護予防・生活支援員のうち 1 以上の者を訪問事業責任者とする」という配置規定ではないので、職種を別として扱っていることに留意してください。

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 5 条

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-1-(2)

11 訪問事業責任者については 1 以上とされているが、最低勤務時間はあるか？また、利用者数が何名でも 1 名配置されていれば基準を満たすということか？ ◆

最低勤務時間については特に定めていないが、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、事業所の利用者数や訪問事業責任者の業務量等に応じて、適切な勤務時間の設定若しくは必要な員数の配置をする必要がある。

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 5 条

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-1-(2)

12 訪問事業責任者が介護予防・生活支援員を兼務することは可能か？ ◆

訪問事業責任者が介護予防・生活支援員を兼務する場合は、各々の勤務時間を分けて配置する必要がある。

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 5 条

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-1-(1)、(2)

13 訪問事業責任者の資格要件は？ ◆

1 訪問事業責任者は、介護福祉士その他市長が定める者であって、専ら指定家事援助限定型訪問サービスに従事するものをもって充てなければならない。

市長が定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有する者とする。

ア 厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成 24 年厚生労働省告示第 118 号）各号に定める者

イ 施行令第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者

ウ 改正前の施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する 3 級課程修了者

エ 西宮市介護予防・生活支援員養成研修実施要綱に規定する養成研修修了者

オ 兵庫県介護予防・生活支援員認定要領に規定する兵庫県介護予防・生活支援員と認定された者又はみなされた者

なお、指定家事援助限定型訪問サービス事業者が、イ、ウ、エ又はオの者を訪問事業責任者として充てる場合、当該事業を行う者が、当該訪問事業責任者を充てる日において 3 年以上（休止した期間を除く。）一の指定訪問介護事業所を運営している場合に限って認められる。その場合、当該事業者は当該訪問事業責任者に対し、必要な研修を実施又は受講させることとする。

2 利用者に対する指定家事援助限定型訪問サービスの提供に支障がない場合は、介護福祉士又は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者各号に定める者に限り、同一敷地内にある指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。この場合、それぞれの職務については、同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものであることから、当該者についてはそれぞれの事業所における常勤要件を満たすものであること。

◆ポイント◆

訪問事業責任者の資格については、サービス提供責任者の資格要件に加えて、法人が 3 年以上一の訪問介護事業所を運営している場合のみ、

①訪問介護員等の資格

②3 級課程修了者

③西宮市が実施する養成研修修了者

④兵庫県介護予防・生活支援員と認定された者又はみなされた者

でも可としています。なお、その場合は法人において必要な研修を実施又は受講させる必要があります。

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 5 条

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-1-(2)

14 訪問介護事業所の運営経験3年について、当該事業所は西宮市内の事業所に限られるのか？ ◆

西宮市内に限らない。

- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第5条
- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第3-1-(2)

15 西宮市の養成研修修了者等を訪問事業責任者として配置する場合、「必要な研修を実施又は受講させること」とあるが、具体的にどのような研修を実施又は受講させる必要があるのか？ ◆

具体的な研修内容等は定めていないため、当該訪問事業責任者の介護に関する経験や能力等を勘案した上で、当該事業者において必要な研修を判断されたい。

- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第5条
- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第3-1-(2)

16 サービス提供責任者の資格を所持していない者を訪問事業責任者として配置する場合、必要な研修は配置前に実施又は受講させる必要があるのか？ ◆

配置後に実施又は受講させてもかまわない。

- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第5条
- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第3-1-(2)

17 指定訪問介護等と同一の事業所で一体的な運営をし家事援助限定型訪問サービスの人員基準を満たしている場合におけるただし書は、具体的にはどのようなことか？ ◆

指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第5条第4項ただし書は、指定家事援助限定型訪問サービスの利用者の数と、同一の事業所において一体的に運営されている指定訪問介護等の利用者の数を合計し、当該利用者の数が、指定訪問介護等の人員に関する基準により現に配置されているサービス提供責任者の員数における利用者の数の上限を超える場合は、訪問事業責任者を1以上置かなければならないことについて規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。

ア 指定家事援助限定型訪問サービスの利用者の数については、前3月の平均値を用いる。この場合、前3月の平均値は、暦月ごとの実利用者の数を2で除して得た数を当該サービスの利用者数として合算し、3で除して得た数とする。なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適切な方法により利用者の数を推定するものとする。

例えば、前3月において、指定家事援助限定型訪問サービスの実利用者の数が各月5人とすると、 $5 \text{人} \div 2 = 2.5 \text{人}$ $2.5 \text{人} + 2.5 \text{人} + 2.5 \text{人} = 7.5 \text{人}$ $7.5 \text{人} \div 3 = 2.5 \text{人}$ となる。

イ 訪問事業責任者を1以上配置した場合において、指定家事援助限定型訪問サービスの利用者を指定訪問介護等のサービス提供責任者が担当することを制限するものではないが、指定訪問介護等のサービス提供責任者が担当する指定訪問介護等と指定家事援助限定型訪問サービスの利用者の数が、指定訪問介護等のサービス提供責任者の員数における利用者の数の範囲に収められることが望ましい。なお、訪問事業責任者が指定訪問介護等の利用者を担当してはならないこと。

ウ 指定家事援助限定型訪問サービスの利用者の数が増加した場合等は、必要な員数の訪問事業責任者を配置することが望ましい。

◆ポイント◆

家事援助限定型訪問サービスについては、訪問介護と予防専門型訪問サービスのよう、指定訪問介護等との一体的な運営・人員配置を認めています。しかし、訪問事業責任者の配置についてのみ、家事援助限定型訪問サービスの利用者数（0.5カウント）を足した数がサービス提供責任者の員数の担当可能な利用者数を上回る場合は、訪問事業責任者の配置が必要なことに注意してください。

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第5条

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第3-1-(2)

18 指定家事援助限定型訪問サービスと一体的な運営をしている指定訪問介護等事業所は、指定家事援助限定型訪問サービスの利用者数を含んだ上でサービス提供責任者の配置基準を満たす必要があるのか？ ◆

指定家事援助限定型訪問サービスと一体的な運営をしている指定訪問介護等事業所においても、指定訪問介護等の利用者数に応じたサービス提供責任者の員数が配置されていれば指定訪問介護等の基準は満たすものである。

例えば、指定訪問介護等の利用者数が90人（前3月の平均値）に対し、常勤2名＋常勤換算0.5名のサービス提供責任者を配置している場合、指定訪問介護等の基準は満たしているものである。

一体的に運営している場合の指定家事援助限定型訪問サービスの基準においては、上記の例の場合、指定家事援助限定型訪問サービスの利用者数が20人（前3月の平均値）までであれば、2で除して得た数が10人であるため、2.5名のサービス提供責任者の配置のみで指定家事援助限定型訪問サービスの基準を満たし訪問事業責任者の配置を不要とするものである（2.5名であれば利用者数100人まで本来担当可能なため）。仮に、指定家事援助限定型訪問サービスの利用者数が40人（前3月の平均値）の場合、2で除して得た数が20人であるため、計110人の利用者数となり、本来担当可能な利用者数を超えるため、訪問事

業責任者を1名以上配置する必要がある。

- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第5条
- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第2-3、第3-1-(2)

19 訪問事業責任者は管理者と兼務可能か？

管理者が訪問事業責任者を兼務することは差し支えない。

- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第5条
- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第3-1-(2)

20 非常勤の訪問事業責任者が、指定家事援助限定型訪問サービス事業所において勤務する時間以外に、他の事業所で勤務することは差し支えないか？

差し支えない。

例えば、所定労働時間が40時間と定められている指定家事援助限定型訪問サービス事業所において、30時間勤務することとされている非常勤の訪問事業責任者の場合、当該30時間については、指定家事援助限定型訪問サービス事業所の職務に専ら従事する必要があるため、他の事業の職務に従事することはできないが、それ以外の時間について、他の事業（介護保険法における事業に限らない。）の職務に従事することは可能である。

- 平成21年4月改定関係Q&A VOL.2 準用

21 訪問事業責任者にはどのような責務があるのか？

訪問事業責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- ① 指定家事援助限定型訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- ③ 地域包括支援センター又は介護予防支援事業者等に対し、指定家事援助限定型訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- ④ サービス担当者会議への出席等介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター及び介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- ⑤ 介護予防・生活支援員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- ⑥ 介護予防・生活支援員の業務の実施状況を把握すること。
- ⑦ 介護予防・生活支援員の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- ⑧ 介護予防・生活支援員に対する研修、技術指導等を実施すること。
- ⑨ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

複数の訪問事業責任者を配置する指定家事援助限定型訪問サービス事業所において、訪

問事業責任者間での業務分担を行うことにより、指定家事援助限定型訪問サービス事業所として当該業務を適切に行うことができているときは、必ずしも一人の訪問事業責任者が当該業務の全てを行う必要はない。

なお、訪問事業責任者は、利用者に対して適切な家事援助限定型訪問サービスを提供するために重要な役割を果たすことに鑑み、その業務を画一的にとらえるのではなく、家事援助限定型訪問サービス事業所の状況や実施体制に応じて適切かつ柔軟に業務を実施するよう留意するとともに、常に必要な知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 25 条

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-3-1(14)

22 事業所は、サービス提供に際し、利用者によどのような説明を必要とするか？

指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、指定家事援助限定型訪問サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、以下の重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定家事援助限定型訪問サービス事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定家事援助限定型訪問サービスの提供を受けることにつき同意を得なければならない。

- ① 運営規程の概要
- ② 介護予防・生活支援員等の勤務体制
- ③ 事故発生時の対応
- ④ 苦情処理の体制
- ⑤ その他利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項

なお、同意については、利用者及び指定家事援助限定型訪問サービス事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 8 条

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-3-1(1)

23 事業所は、サービス提供に際し文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならないが、文書の交付に代わる方法はあるか？

1 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、問 22 の規定による文書の交付に代えて、第 4 項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下、この問において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定家事援助限定型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定家事援助限定型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された問 22 に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定家事援助限定型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

3 第 1 項第 1 号の「電子情報処理組織」とは、指定家事援助限定型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

4 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、第 1 項の規定により問 22 に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第 1 項各号に規定する方法のうち指定家事援助限定型訪問サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、問 22 に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 8 条

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-3-1(1)

24 事業者は、サービス提供を拒否することができるか? ◆

指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、正当な理由なく指定家事援助限定型訪問サービスの提供を拒んではならない。指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、原則として、利用申込に対して応じなければならず、特に、要支援度等や所得の多寡を理由にサー

ビスの提供を拒否することは禁止する。

また、利用者が特定のサービス行為以外の家事援助限定型訪問サービスの利用を希望することを理由にサービスの提供を拒否することも禁止する。

参考

正当な理由とは…

- ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③ 当該事業所において運営規程で定めている標準利用者数を超える場合
- ④ その他利用申込者に対し自ら適切な家事援助限定型訪問サービスを提供することが困難な場合

◆ポイント◆

提供を拒むことのできる正当な理由として、新たに「標準利用者数を超える場合」を追加しています。なお、当該規定は人員基準に規定する養成研修修了者が市内において十分に確保できるまでの経過措置となります。「標準利用者数」については、P. 45に別途記載しています。

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第9条

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第3-3-1(2)

25 サービスを提供する前に利用者に健康診断を受けるように求めることはできるか？また、健康診断書作成に係る費用の負担はどのように取り扱うべきか？

指定家事援助限定型訪問サービスについては、通常相当期間以上にわたって集団的な生活を送るサービスではないことから、必ずしも健康診断書の提出等による事前の健康状態の把握が不可欠であるとは言えないが、サービス担当者会議における情報の共有や介護予防居宅療養管理指導による主治医からの情報提供等によっても健康状態の把握ができない場合に事業所として利用申込者に健康診断書の提出を求めることは可能であり、その費用の負担については利用申込者とサービス提供事業者との協議によるものとする。しかし、そうした求めに利用申込者が応じない場合であっても、一般的にはサービス提供拒否の正当な事由に該当するものではないと考えられる。

○ 運営基準等に係るQ & A 準用

26 サービス提供が困難な場合、事業者はどのような対応が必要か？

指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定家事援助限定型訪問サービスを提供することが困難であると認めた場合は、次の対応を速やかに講じな

ればならない。

- ① 当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡
- ② 適当な他の指定家事援助限定型訪問サービス事業者等の紹介
- ③ その他の必要な措置

○ **指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 10 条**

○ **指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-3-(3)**

27 利用者の受給資格の確認は、何のために行うのか？

1 指定家事援助限定型訪問サービスの利用に係る費用につき第 1 号事業支給費を受けることができるのは、要支援認定等を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、指定家事援助限定型訪問サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、次の内容を確認するものとする。

- ① 被保険者資格
- ② 要支援認定又は事業対象者の該当の有無
- ③ 要支援認定又は事業対象者の有効期間

2 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、前項の被保険者証に、指定家事援助限定型訪問サービスの事業の適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定家事援助限定型訪問サービスを提供するように努めなければならない。

○ **指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 11 条**

○ **指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-3-(4)**

28 利用申込者が要支援認定を受けていない等の場合、事業者はどのような対応をする必要があるか？

① 要支援認定等の申請に必要な援助

要支援認定等の申請がなされていれば、要支援認定等の効力が申請時に遡ることにより、指定家事援助限定型訪問サービスの利用に係る費用が第 1 号事業支給費の対象となりうることを踏まえ、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、指定家事援助限定型訪問サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、要支援認定等の申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該要支援認定等の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

② 要支援認定等の更新に必要な援助

要支援認定の有効期間が原則として 6 月ごとに終了し、継続して第 1 号事業支給費を受けるためには要支援更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から 30 日以内に行われることとされていること又は事業対象者の有効期間が原則とし

て6月ごとに終了し、継続して第1号事業支給費を受けるためには1回限りにおいて事業対象者の該当の有無の判断ができることを踏まえ、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援（これらに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、又は事業対象者の該当の有無の判断が事業対象者の有効期間が終了前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

○ **指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第12条**

○ **指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第3-3-(5)**

29 事業者は、利用者の心身等の状況をどのように把握するか？

指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、指定家事援助限定型訪問サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

○ **指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第13条**

30 地域包括支援センター等とはどのような連携をするのか？

- 1 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、指定家事援助限定型訪問サービスを提供するに当たっては、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター又は介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、指定家事援助限定型訪問サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター又は介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

○ **指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第14条**

31 利用申込者が介護予防サービス計画等の作成を地域包括支援センター等に依頼していない場合は、どうすればよいか？

指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、指定家事援助限定型訪問サービスの提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しない又は総合事業実施要綱第15条第1項各号のいずれにも該当しないときは、提供を受けようとしている指定家事援助限定型訪問サービスに係る第1号事業支給費の支給を受けることができないことを踏まえ、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防ケ

アプランの作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センター等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

○ **指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第15条**

○ **指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第3-3-(6)**

32 介護予防サービス計画等について、どのように取り扱う必要があるか？

指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。）又は介護予防ケアプランが作成されている場合は、当該計画に沿った指定家事援助限定型訪問サービスを提供しなければならない。

○ **指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第16条**

33 利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合どのような援助が必要か？

指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、家事援助限定型訪問サービスを法定代理受領サービスとして提供するためには当該家事援助限定型訪問サービスが介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに位置付けられている必要があることを踏まえ、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの変更が必要となった場合で、指定家事援助限定型訪問サービス事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。）は、次に掲げる援助を行わなければならない。

- ① 当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡
- ② サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランを変更する必要がある旨の説明
- ③ その他の必要な援助

○ **指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第17条**

○ **指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第3-3-(7)**

34 介護予防・生活支援員等は、身分を証する書類を携帯する必要があるか？

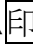
利用者が安心して家事援助限定型訪問サービスの提供を受けられるよう、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所の介護予防・生活支援員等に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又は

その家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

この証書等には、次の内容の記載を行うことが望ましい。

- ① 当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所の名称
- ② 当該介護予防・生活支援員等の氏名
- ③ 当該介護予防・生活支援員等の写真の貼付や職能

(例)

介護予防・生活支援員身分証	
写真	訪問事業責任者
	xxxx (介護福祉士)
	上記の者は、〇〇指定家事援助限定型訪問サービス事業所の介護予防・生活支援員であることを証明する。
	〇〇指定家事援助限定型訪問サービス事業所管理者 △△△△ 

- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 18 条
- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-3- (8)

35 サービス提供の記録の整備はどのように行うか？

1 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、指定家事援助限定型訪問サービスを提供した際には、次の事項を利用者の介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに記載した書面又はこれに準ずる書面（サービス利用票等）に記載しなければならない。

- ① 当該指定家事援助限定型訪問サービスの提供日
- ② サービスの内容
- ③ 第 1 号事業支給費の額
- ④ その他必要な事項

2 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、指定家事援助限定型訪問サービスを提供した際には、当該指定家事援助限定型訪問サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法（例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法）により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 19 条
- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-3- (9)

36 領収証は発行しなければならないか？

指定第1号事業者は、指定第1号事業その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払をした居宅要支援被保険者等に対し、指定第1号事業について居宅要支援被保険者等から支払を受けた費用の額のうち、総合事業実施要綱第15条第2項第1号に規定する額を同要綱第13条第1項及び第2項で定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定第1号事業に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載した領収証を交付しなければならない。

○ 総合事業実施要綱第15条

37 介護報酬の利用料（自己負担分）について、10円又は100円単位で指定家事援助限定型訪問サービス事業者が利用者に請求することは可能か？

利用料（自己負担分）として計算される額について10円又は100円単位で四捨五入又は切り捨て等の端数処理を行った額を利用者に請求するような取扱いはできない。

38 例えば、利用料相当額の金品等を指定家事援助限定型訪問サービス事業者が利用者に渡す、又は10回サービスを受けたら1回無料（介護保険対象外事業として）でサービスを提供することは可能か？

質問のような行為は結果的に1割、2割又は3割の自己負担分をとらないこととなるため認められない。

39 家事援助限定型訪問サービスの費用の負担割合はどうか？

指定家事援助限定型訪問サービス事業所が、要支援者又は事業対象者に対して、指定家事援助限定型訪問サービスを提供した場合には、「介護保険負担割合証」に記載されている負担割合に基づき、費用を徴収する。

○ 総合事業実施要綱第15条

40 通常の利用者負担額の受領に関しては、どのように定められているか？

- 1 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定家事援助限定型訪問サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定家事援助限定型訪問サービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定家事援助限定型訪問サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定家事援

助限定型訪問サービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定家事援助限定型訪問サービスに係る費用の額の間、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこと。

なお、そもそも第1号事業支給費の対象となる指定家事援助限定型訪問サービスのサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

ア 利用者に、当該事業が指定家事援助限定型訪問サービスの事業とは別事業であり、当該サービスが第1号事業支給費の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。

イ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定家事援助限定型訪問サービス事業所の運営規程とは別に定められていること。

ウ 会計が指定家事援助限定型訪問サービスの事業の会計と区分されていること。

○ **指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第20条**

○ **指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第3-3-(10)**

41 通常の利用者負担以外に利用者から受領できる費用について、どのように定められているか？

1 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、問40の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定家事援助限定型訪問サービスを行う場合は、それに要した交通費の額（移動に要する実費）の支払を利用者から受けることができる。第1号事業支給費の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めない。

2 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

○ **指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第20条**

○ **指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第3-3-(10)**

42 家事援助限定型訪問サービスにおいてキャンセル料を徴収することはできるか？

家事援助限定型訪問サービスにおいては、キャンセルがあった場合においても、介護報酬上は月額定額の算定がなされることを踏まえると、キャンセル料を設定することは想定しがたい。

○ **平成18年4月改定関係Q&A 準用**

43 営業日以外の日にサービス提供した場合、その対価については次のどれによるべきか？

- ① 通常の介護報酬の額による。
- ② 介護報酬とは別の料金を事業者が設定し、徴収できる。

①のとおり。

44 指定家事援助限定型訪問サービスの基本取扱方針及び具体的取扱方針についてどのように定められているか？ ◆

項目	内容
基本取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ①指定家事援助限定型訪問サービスは、利用者の介護予防に資するよう、計画的に行わなければならない。 ②指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、自らその提供する指定家事援助限定型訪問サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ③指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、指定家事援助限定型訪問サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。 ④指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。 ⑤指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、指定家事援助限定型訪問サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加できるよう適切な働きかけに努めなければならない。
基本取扱方針について特に留意すべきところ	<ul style="list-style-type: none"> ① 家事援助限定型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。 ② 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。

	<p>③ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。</p> <p>④ 提供された家事援助限定型訪問サービスの事業については、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。</p>
<p>具体的取扱方針</p>	<p>① 指定家事援助限定型訪問サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>② 指定家事援助限定型訪問サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>③ 指定家事援助限定型訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする（常に新しい技術を取得する等、研鑽を行うべきものである）。</p> <p>④ 訪問事業責任者は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防サービス計画又は当該介護予防ケアプランに係る利用者の状態（当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか）、当該利用者に対するサービスの提供状況（サービスが当該計画に即して適切に提供されているかどうか）等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランを作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防サービス計画又は当該介護予防ケアプランの実施状況の把握（モニタリング）を行うものとする。</p> <p>⑤ 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランを作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。</p>
<p>指定家事援助限定型訪問サービスの提供に当たっての</p>	<p>指定家事援助限定型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防の効果をもっと高める観点から、以下の点に留意しながら行われなければならない。</p> <p>①指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、サービスの提供に当た</p>

留意点	<p>り、介護予防支援におけるアセスメント（介護予防支援基準第 32 条第 7 号に規定するアセスメントをいう。）又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント（介護予防ケアマネジメント要綱第 33 条第 7 号に規定するアセスメントをいう。）において把握された課題、指定家事援助限定型訪問サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効果的かつ柔軟なサービス提供に努める。</p> <p>②指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮する。</p> <p>③利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならない。</p>
-----	---

◆ポイント◆

具体的取扱方針から個別サービス計画の作成に関する事項を削除しています。

- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 39 条、40 条、41 条
- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-4-(1)、(2)

45 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、どうすればよいか？

利用者が市町村に対する第 1 号事業支給費の請求を容易に行えるよう、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定家事援助限定型訪問サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定家事援助限定型訪問サービスの内容、費用の額その他利用者が第 1 号事業支給費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 21 条
- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-3-(11)

46 介護予防・生活支援員等の同居家族に対してサービスを提供してもよいか？

指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、介護予防・生活支援員等に、その同居の家族である利用者に対する指定家事援助限定型訪問サービスの提供をさせてはならない。

- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 22 条

47 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 22 条で同居家族に対するサービス提供を禁止しているが、ここでいう同居家族とは、介護予防・生活支援員と要支援者等が同一の居宅に居住していることをいうものであり、別居の家族に対するサービス提供を禁止するものではないか？

指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 22 条で同居家族に対するサービス提供を禁止しているが、ここでいう同居家族とは、介護予防・生活支援員と要支援者等が同一の居宅に居住していることをいうものであり、別居の家族に対するサービス提供を禁止するものではない。

しかし、別居家族によるサービス提供は、①家族介護との区別がつきにくい、②外部の目が届きにくくなるなどの理由から、サービスの質の低下につながることを懸念されることから、本市においては、別居家族によるサービス提供を行う場合、その必要性を判断し、事前に保険者である西宮市と協議を行っておく必要がある。

必要性があると認められる場合としては、

①過疎地や離島で別居家族以外の従業者の確保が困難である

②認知症の症状を有する利用者で、当分の間、別居家族が対応する必要がある

のようなやむを得ない理由が想定され、このような場合は、別居家族によるサービス提供は可能である。

なお、この取扱いは、不適切なサービス提供に制限を設けようとするものであり、別居家族によるサービス提供を一切禁止するものではない。

○ **運営基準等に係る Q & A 準用**

○ **平成 16 年 3 月 3 日付兵庫県長寿社会課長通知「別居親族による訪問介護サービスの提供について」 準用**

48 利用者に関する市町村への通知は、どのような場合に行うのか？

偽りその他不正な行為によって第 1 号事業支給費を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要支援状態等又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、既に支払った第 1 号事業支給費の徴収を行うことができることに鑑み、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、指定家事援助限定型訪問サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、第 1 号事業支給費の適正化の観点から、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

① 正当な理由なしに指定家事援助限定型訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

② 偽りその他不正な行為によって第 1 号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。

○ **指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 23 条**

○ **指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-3-1(12)**

49 緊急時の対応とはどのように行うのか？

介護予防・生活支援員等が現に指定家事援助限定型訪問サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 24 条
- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-3- (13)

50 運営規程について、どのように定めなければならないか？ ◆

指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、指定家事援助限定型訪問サービスの事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定家事援助限定型訪問サービスの提供を確保するため、指定家事援助限定型訪問サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めておかななければならない。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定家事援助限定型訪問サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤ 通常の実業の実施地域
- ⑥ 緊急時等における対応方法
- ⑦ その他運営に関する重要事項

同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。

なお、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、指定家事援助限定型訪問サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防・生活支援員等の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

参考

「指定家事援助限定型訪問サービスの内容」とは…？

生活援助のサービスの内容を指す。

「利用料」とは…？

- ・ 法定代理受領サービスである指定家事援助限定型訪問サービスに係る利用料(1割、2割又は3割負担)
- ・ 法定代理受領サービスでない指定家事援助限定型訪問サービスの利用料

「その他の費用の額」とは…？

- ・ 利用者の選定により通常の実業の実施地域以外の地域の居宅において指定家事援助限定型訪問サービスを行う場合の交通費の額

- ・必要に応じてその他のサービスに係る費用の額

「通常の事業の実施地域」とは…？

通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。

なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。

「その他運営に関する重要事項」とは…？

指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第5条第4項の規定に基づき、指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第5条第1項から第3項に規定する基準を満たしているものとみなされた指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、当分の間、標準利用者数として、指定家事援助限定型訪問サービスの標準的な利用者の数を定めることができる。なお、標準利用者数は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、定めた標準利用者数を超えて、利用者へ指定家事援助限定型訪問サービスの提供が行われることを妨げるものではないものであること。

標準利用者数を定めることができるとしているが、これは、本市で介護予防・日常生活支援総合事業を実施するに当たり、指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第3の1の(1)の③に規定する養成研修修了者が少ないことを見込み、本市において当該養成研修修了者の数が十分に確保できるまでの経過措置である。

◆ポイント◆

人員基準に規定する養成研修修了者が市内において十分に確保できるまでの経過措置として、「標準利用者数」の規定を新たに設け、運営規程に記載する旨を追加しています。

- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第26条、30条
- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第3-3-(15)

51 指定家事援助限定型訪問サービスのみを実施している事業所において、標準利用者数を定めることは可能か？ ◆

指定家事援助限定型訪問サービスのみを実施している事業所において、標準利用者数を定めることはできない。

- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第26条
- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第3-3-(15)

52 標準利用者数の規定は、事業所の判断において定めないことも可能か？ ◆

可能。指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、標準利用者数の規定を設けるか否かを指定家事援助限定型訪問サービス事業所の運営体制や方針等により適切に判断されたい。

- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第26条

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-3-1 (15)

53 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、多種多様な家事援助限定型訪問サービスの提供を行う必要があるが、生活援助を総合的に提供するとはどういうことか？ ◆

指定家事援助限定型訪問サービス事業は、生活全般にわたる援助を行うものであることから、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、調理、洗濯、掃除等の家事(生活援助)を総合的に提供しなければならないが、また、指定家事援助限定型訪問サービス事業所により提供しているサービスの内容が、生活援助のうち特定のサービス行為に偏ったりしてはならない。また、サービス提供の実績から特定のサービス行為に偏っていることが明らかな場合に限らず、事業運営の方針、広告、従業員の勤務体制、当該事業者の行う他の事業との関係等の事業運営全般から判断して、当該事業者の都合により特定のサービス行為に偏ることが明らかであれば、指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 27 条に抵触する。

また、「偏っている」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば、これに該当する。

◆ポイント◆

身体介護に関する事項を削除し、生活援助を総合的に提供するとしています。

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 27 条

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-3-1 (16)

54 勤務体制の確保については、どのように定められているか？

指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、利用者に対する適切な指定家事援助限定型訪問サービスの提供を確保するため、職員の勤務体制等について次の点に留意する必要がある。

① 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、利用者に対し適切な指定家事援助限定型訪問サービスを提供できるよう、指定家事援助限定型訪問サービス事業所ごとに、介護予防・生活支援員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

ア 指定家事援助限定型訪問サービス事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成する。

イ 介護予防・生活支援員については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者又は訪問事業責任者との兼務関係等を明確にする。

② 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、指定家事援助限定型訪問サービス事業所ごとに、指定家事援助限定型訪問サービス事業所の介護予防・生活支援員等によって指定家事援助限定型訪問サービスを提供しなければならない。

指定家事援助限定型訪問サービス事業所の介護予防・生活支援員等とは、雇用契

約、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。）に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある介護予防・生活支援員等を指す。

- ③ 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所の従業員たる介護予防・生活支援員等の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 28 条

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-3-1 (17)

○ 訪問介護労働者の法定労働条件の確保について 準用

（平成 16 年 8 月 27 日付基発第 0827001 号（厚生労働省労働基準局長通知））

※ 「介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント」（厚生労働省）も準用するので参照のこと

55 衛生管理等についてどのように定められているか？

- 1 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、介護予防・生活支援員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 2 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、指定家事援助限定型訪問サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

特に、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、介護予防・生活支援員等が感染源となることを予防し、また介護予防・生活支援員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 29 条

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-3-1 (18)

56 秘密保持等について、どのように定められているか？

- 1 指定家事援助限定型訪問サービス事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所の従業員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

具体的には、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所の介護予防・生活支援員等その他の従業員が、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきである。

- 3 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、サービス担当者会議等において、課題分析

情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。

- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 31 条
- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-3-1 (19)

57 広告について、どのように定められているか？

指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、指定家事援助限定型訪問サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 32 条

58 地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止について、どのように定められているか？

介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の公正中立性を確保するために、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 33 条
- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-3-1 (20)

59 苦情について、事業者はどのような対応をとる必要があるか？

対応	具体的な内容
窓口を設置する等の必要な措置	<p>指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、提供した指定家事援助限定型訪問サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>参考</p> <p>「必要な措置」とは…？</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要に</p> </div>

	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。</p> </div>
記録とサービスの質の向上	<p>利用者及びその家族からの苦情に対し、指定家事援助限定型訪問サービス事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（家事援助限定型訪問サービス事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録しなければならない。</p> <p>また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p>
市町村の指導・助言等	<p>指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、提供した指定家事援助限定型訪問サービスに関し、法第 115 条の 45 の 7 の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>
市町村への報告	<p>指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、市町村からの求めがあった場合には、上欄の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p>

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 34 条

○ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-3- (21)

60 指定家事援助限定型訪問サービス事業者が行うべき地域との連携についてどのように定められているか？

指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定家事援助限定型訪問サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。（指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 3 条第 2 項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めること）

なお「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。

- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 35 条
- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-3- (22)

61 事故発生時、どのような対応をする必要があるか？

- 1 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、利用者に対する指定家事援助限定型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター又は介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
市町村への報告については、「介護サービス事業者及び市町等における事故等発生時の報告取扱要領」を準用するので参照すること。
- 2 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、利用者に対する指定家事援助限定型訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

なお、このほか、以下の点に留意する必要がある。

- ① 利用者に対する指定家事援助限定型訪問サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定家事援助限定型訪問サービス事業者が定めておくことが望ましい。
- ② 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。
- ③ 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 36 条
- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-3- (23)

62 会計の区分について、どのように定められているか？

指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、指定家事援助限定型訪問サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定家事援助限定型訪問サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところに準じるものであること。

- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 37 条
- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要領第 3-3- (24)

63 基準上、記録の整備については、どのように定められているか？

- 1 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
 - 2 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、利用者に対する指定家事援助限定型訪問サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - ① 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - ② 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第23条の規定による市町村への通知に係る記録
 - ③ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第34条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - ④ 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第36条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第38条
○ 介護保険最新情報 vol. 462(平成27年4月1日)

介護報酬算定

64 家事援助限定型訪問サービスで利用できるサービスの範囲や特徴はどのようなものか？ ◆

家事援助限定型訪問サービスは、要支援1・2の利用者又は事業対象者に対して、地域包括支援センター等が作成する介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに基づき、指定家事援助限定型訪問サービス事業者により行われるものである。

家事援助限定型訪問サービスで提供するサービスは生活援助のみとし、身体介護及び通院等のための乗車又は降車の介助は算定しない。

生活援助のサービスの範囲については、訪問介護と同じ取扱いとする。

◆ポイント◆

家事援助限定型訪問サービスにおいて、利用できるサービスは「生活援助」のみとなります。なお、「生活援助」の範囲については、訪問介護・予防専門型訪問サービスと同様となります。

- 指定家事援助限定型訪問サービス額の算定基準要領第2-2-(1)、(2)

65 介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに位置付けられる具体的なサービス内容とは何を指すか？ ◆

「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成 12 年 3 月 17 日老計第 10 号）の（別紙）の「2 生活援助」の項目を準用するため参照されたい。

○ 平成 21 年 4 月改定関係 Q & A VOL. 1 準用

66 家事援助限定型訪問サービスの区分の位置付けはどのように行うのか？また、利用回数や 1 回当たりのサービス提供時間についての標準や指針については示されないのか？ ◆

あらかじめ、地域包括支援センター等による適切なアセスメントにより作成された介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランにおいて、サービス担当者会議等によって得られた専門的見地からの意見等を勘案して、標準的に想定される 1 週当たりのサービス提供頻度に基づき、各区分を位置付ける。

利用回数や 1 回当たりのサービス提供時間については、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランにおいて設定された目標等を勘案し、必要な程度の量が介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに位置付けられている。

また、サービス提供の時間や回数の程度については、利用者の状態の変化、目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更されるべきものであって、当初の介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランにおける設定に必ずしも拘束されるべきものではない。

なお、過小サービスになっていないか等サービス内容の適切性については、地域包括支援センター等が点検することとされている。

◆ポイント◆

家事援助限定型訪問サービスにおいては、事業者による個別サービス計画の作成が不要なため、利用回数や 1 回当たりのサービス提供時間については、地域包括支援センター等が作成する介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに位置づけられることとなります。

○ 指定家事援助限定型訪問サービス額の算定基準要領第 2-2-(2)

○ 平成 18 年 4 月改定関係 Q & A 準用

67 事業所として一律に要支援 1 の利用者又は事業対象者は週 1 回、要支援 2 の利用者は週 2 回といった形での取扱いを行うこととしてよいか？

具体的な利用回数については、サービス提供事業者が、利用者の状況や提供すべきサービス内容等に応じて適切に判断し、決定されるものである。

したがって、機械的に要支援1の利用者又は事業対象者は週1回、要支援2の利用者は週2回といった形での取扱いを行うことは不適當である。

なお、週2回を超える程度の(Ⅲ)型については、要支援1の利用者及び事業対象者は算定しない。

- 指定家事援助限定型訪問サービス額の算定基準要綱 別表注1
- 平成18年4月改定関係Q&A 準用

68 「生活援助」の意義は何か？

「生活援助」とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助とされたが、次のような行為は**生活援助の内容に含まれないもの**であるので留意する。

※ 具体的な取り扱いは「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」(平成12年11月16日老振76号)を準用するため参照されたい。

- ① 商品の販売や農作業等生業の援助的な行為
- ② 直接本人の援助に該当しない行為
 - ・ 主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適當であると判断される行為
- ③ 日常生活の援助に該当しない行為
 - ・ 介護予防・生活支援員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為
 - ・ 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 指定家事援助限定型訪問サービス額の算定基準要領第2-2-(1)

69 「直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為」とは具体的にはどのような行為のことか？

項目	内容	備考
「直接本人の援助」に該当しない行為	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適當であると判断される行為 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し ○主として利用者が使用する居室等以外の掃除 ○来客の応接(お茶、食事の手配等) ○自家用車の洗車・清掃 等 	生活援助については、同居の家族等がある場合には、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該家族等が家事を行うことが困難であることが家事援助限定型訪問サービス費の算定の条件とされており、左記のような取扱いとなる。

<p>の援助」に該当しない行為</p>	<div data-bbox="347 152 938 353" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>介護予防・生活支援員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○草むしり ○花木の水やり等 ○犬の散歩等ペットの世話 等 <div data-bbox="395 533 938 667" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>日常的に行われる家事の範囲を超える行為</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え ○大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ ○室内外家屋の修理、ペンキ塗り ○植木の剪定等の園芸 ○正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等 	<p>対象としては不適切であるが、利用者の状況によっては必要なサービス行為である場合があるので、市町村が実施する生活支援サービス、シルバー人材センター、NPOなどの住民参加型福祉サービス、ボランティア等によるサービス等の有効な活用が必要である。また、これらの行為について、利用者と事業者との契約に基づき保険外のサービスであることを明示し、サービス提供時間を分けるなどにより保険対象サービスと明確に区分された形で、利用者の自己負担により提供することも可能。</p>
---------------------	--	---

○ 「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」 準用
(平成 12 年 11 月 16 日老振第 76 号 (厚生省老人保健福祉局振興課長通知))

70 家事援助限定型訪問サービスは、家族がいる場合や地域の支え合いサービスがあれば、まったく支給できないか？

家事援助限定型訪問サービスにおける、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助については、「利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるもの」と位置づけられている。

また、家事援助限定型訪問サービスについては、自立支援の観点から、本人ができる行為は本人が行い、利用者の家族、地域住民による支え合いや他の福祉サービスの活用などを重視しているところである。

したがって、家族がいる場合や地域の支え合いサービスがあるからといって、一律に支給できないわけではないが、こうした観点を踏まえ、個別具体的な状況をみながら適切なケアマネジメントを経て、慎重に判断されることになる。

- **指定家事援助限定型訪問サービス額の算定基準要領第 2-2-1 (1)**
- **平成 18 年 4 月改定関係 Q & A 準用**

71 介護予防・生活支援員が、訪問時に不適正な生活援助行為を行うことを求められた場合、どのように対応したらいいか？

第1号事業支給費として適切な範囲を逸脱したサービス提供を求められた場合や、家事援助限定型訪問サービスを算定できない事例において家事援助限定型訪問サービスを求められた場合における、指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第9条の運用については、以下のとおり取り扱う。

- ① 介護予防・生活支援員から利用者に対して、求められた内容が第1号事業支給費の支給対象となるサービスとしては適当でない旨を説明する。その際、利用者が求めているサービスが第1号事業支給費の範囲として適切かどうかや、家事援助限定型訪問サービスの対象となるかどうかについて判断がつかない場合には、保険者（市町村）に確認を求める。

なお、担当の介護予防・生活支援員の説明では利用者の理解が得られない場合には、訪問事業責任者が対応する。

- ② 利用者が、第1号事業支給費の範囲外のサービス利用を希望する場合には、介護予防・生活支援員は、地域包括支援センター等又は市町村に連絡し、希望内容に応じて、市が実施する生活支援サービス、特定非営利活動法人（NPO法人）などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用を助言する。
- ③ ①及び②の説明を行っても、利用者が第1号事業支給費の対象となるサービスとしては適当でないサービス提供を求めた場合には、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、求められた内容のサービス提供を行わずとも、指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第9条には抵触しないものと解する。

なお、これらの第1号事業支給費の範囲外のサービスについて、利用者と事業者との間の契約に基づき、保険外のサービスとして、第1号事業支給費対象サービスと明確に区分し、利用者の自己負担によってサービスを提供することは、当然、可能である。

また、こうした事例への対応については、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの策定段階において利用者に十分説明し、合意を得ることが重要であることから、地域包括支援センター等にあっても、十分に留意して介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの作成に当たることが必要である。

○ 「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」 準用

（平成12年11月16日老振第76号（厚生省老人保健福祉局振興課長通知））

72 生活援助の買い物代行は生活援助に位置づけられているが、その注意点は？

介護予防・生活支援員が買い物代行を行う場合には、以下の点に注意する。

- ① 生活援助は、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため本人や家族が家事を行うことが困難な場合等に行われる。
- ② 生業の援助的な行為は生活援助の内容に含まれないことから、例えば販売するための商品等生業のために必要な物品の買い物代行は含まれない。
- ③ 直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為は生活援助の内容に含まれないことから、日常品の範囲を超える趣味性の高いもの等の買い物代行は含まれない。

- ④ 金銭を預かる際には、必ずしも預かり証を発行する必要はないが、利用者・家族に金額を確認してもらった上で預かり、商品と釣りを渡す際にはレシート・領収書等を一緒に渡して確認してもらう。また、預かり金、購入商品、釣りを記載し、レシート・領収書等を貼り付けることができる買い物代行の記録帳を作成し、利用者・家族に保管してもらうとともに、サービス提供記録に預かり金、購入商品・金額等を記録する。

また、事業者は、介護予防・生活支援員の買い物代行が適正に行われているか確認するために以下のことを行う必要がある。

- ① 訪問事業責任者は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランを確認し、買い物代行が位置付けられている場合には、生活援助として必要性があるものであるか検討し、問題があると思われる場合には、地域包括支援センター等と協議して、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランを適正なものに改める。
- ② 管理者及び訪問事業責任者は、定期的にサービス提供記録を確認し、買い物代行を行った際の預かり金、購入商品・金額等が記録されているかを確認し、サービス提供が適正に行われているかを確認するとともに、提供されているサービスが家事援助限定型訪問サービスとして適正なものであるか確認する。※「指定訪問介護事業所の適正な運営について」（平成16年2月9日長第1658号）を準用するため参照されたい。）

73 生活援助における「買い物」サービスについて、利用者宅に訪問するための移動中に商品を購入することは可能か？

家事援助限定型訪問サービスにおいては、居宅において提供されるサービスとして位置付けられており、生活援助における「買い物」サービスを行う場合、介護予防・生活支援員等は前回訪問時あるいは事前の電話等により利用者から購入すべき商品を確認した上で、事業所等から店舗に向い、商品を購入後、利用者の居宅に向かうことができるものとする。

○ 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（平成24年3月16日） 準用

74 「家事援助限定型訪問サービスの内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の生活援助を行う場合には、家事援助限定型訪問サービス費は算定できない。」とされているが、具体的な内容については？

これは単なる本人の安否確認や健康チェックは家事援助限定型訪問サービスとして算定できないことを規定しており、例えば、家事援助限定型訪問サービス事業所を併設した高齢者向け集合住宅における家事援助限定型訪問サービスの利用実態を想定している。

○ 介護報酬に係るQ&Aについて 準用

（平成15年5月30日厚生労働省老健局老人保健課：事務連絡）

75 介護予防・生活支援員が利用者本人の在宅中に訪問して、本人の安否確認・健康チェック等を行った後、本人が通院や散歩等に出かけ、その間(本人留守中)に掃除等の生活援助を行うことは、家事援助限定型訪問サービスとして認められるか？

家事援助限定型訪問サービスにおける生活援助は、安否確認、健康チェック、環境整備、相談援助、情報提供等を含め、総合的に行われるものであり、介護予防・生活支援員はハウスキーパーではないため、サービス提供中は、利用者が居宅に在所していることが基本である。

76 当初、週2回程度の(Ⅱ)型を算定していたものの、月途中で状況が変化して週1回程度のサービス提供となった場合の取扱いはどのようにすればよいか？

適切なサービス提供等により結果的に、利用者の状態が改善する等、当初の支給区分において想定されたよりも、少ないサービス提供になること、又はその逆に、当初の支給区分において想定された以上に多くのサービス提供になることがあり得るが、その場合であっても「月単位定額報酬」の性格上、月の途中での支給区分の変更は不要である。なお、状況の変化が著しい場合については、翌月から、支給区分を変更することもありうる。

- 指定家事援助限定型訪問サービス額の算定基準要領第2-2-(2)
- 平成18年4月改定関係Q&A 準用

77 家事援助限定型訪問サービスは、月単位の定額制とされているが、複数の事業所を利用することはできないか？

月当たりの定額制である家事援助限定型訪問サービスについては、複数の事業所を利用することはできず、1つの事業所を選択する必要がある。

- 平成18年4月改定関係Q&A 準用

78 家事援助限定型訪問サービスについては、定額報酬であるので、利用者から平均的な利用時間を倍以上超えたサービス提供を求められた場合、これに応じなければサービス提供拒否として基準違反になるのか？

家事援助限定型訪問サービスの報酬については、月当たりの定額制とされているが、これは、利用者の求めがあれば無定量にサービスを提供する必要があるという趣旨ではなく、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに照らし、設定された目標の達成のために第1号事業として必要な程度の水準のサービスを提供することで足りるものである。

なお、この必要な水準は、平均的な利用時間によって判断すべきものではなく、あくまでも、利用者の状態及び必要とされるサービス内容に応じ、サービス担当者会議等の所要

のプロセスを経て、第1号事業としての必要性の観点から判断すべきものであることに留意する。

○ 平成18年4月改定関係Q & A 準用

79 家事援助限定型訪問サービスのサービスを利用しているものから、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに基づくサービスとは別に、あくまで利用者の個人的な選好によるサービスの提供が当該事業者に対して求められた場合、当該サービスについては、定額報酬の対象外ということによいか？

第1号事業支給費の支給の対象となるのは、適切な介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに基づくサービスであり、これとは別にあくまで本人の選好により当該事業者に対して求められたサービスについては、介護保険による定額払いの対象とはならないものである。

○ 平成18年4月改定関係Q & A 準用

80 介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者が、家事援助限定型訪問サービスを併せて利用することは可能か？

介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者に対して必要なサービスを包括的に提供する性質であることから、家事援助限定型訪問サービスを併用することは想定していない。

○ 指定家事援助限定型訪問サービス額の算定基準要綱 別表注3

○ 「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ & A【平成27年3月31日版】

81 家事援助限定型訪問サービスと介護予防訪問看護、又は家事援助限定型訪問サービスと介護予防訪問リハビリテーション等複数種類の訪問サービスを、同一利用者が同一時間帯に利用することは可能か？

利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。

家事援助限定型訪問サービスについては、サービス提供内容が生活援助のみという性格上、同一利用者が同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用することは想定していない。

○ 指定家事援助限定型訪問サービス額の算定基準要領第2-1-(4)

82 通所サービスと訪問サービスを重複して同一時間帯に利用することは可能か？

同一時間帯に通所サービスと訪問サービスを利用できない。

例えば、利用者が通所サービスを受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについて、家事援助限定型訪問サービスとして行う場合は、本人の安否確認・健康チェック等も合わせて行うべきものであることから、家事援助限定型訪問サービス算定対象とはならない。

○ **指定家事援助限定型訪問サービス額の算定基準要領第 2-2-(6)**

83 要介護認定を受けている者は、家事援助限定型訪問サービスを利用することができるか？

家事援助限定型訪問サービスについては、居宅において支援を受ける要支援者及び基本チェックリストにより事業対象者に該当した者が対象者であり、要介護者は対象者でないため、利用することができない。

○ **総合事業実施要綱第 10 条**

○ **「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についての Q & A 【9 月 30 日版】**

84 家事援助限定型訪問サービスにおいて、「通院等乗降介助」の単位を算定することは可能か？

家事援助限定型訪問サービスでは、「通院等乗降介助」を算定することはできない。

○ **指定家事援助限定型訪問サービス額の算定基準要領第 2-2-(1)**

85 要支援者又は事業対象者の居宅以外で行われるサービスについて、家事援助限定型訪問サービスの算定はできるか？

家事援助限定型訪問サービスは、法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イの定義上、要支援者又は事業対象者の居宅において行われるものとされており、要支援者又は事業対象者の居宅以外で行われるものは算定できない。

○ **法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イ**

86 複数の要支援等高齢者がいる世帯に 1 人の介護予防・生活支援員が派遣される場合の取扱いはどのようになるのか？

それぞれの適切なアセスメントにより設定された生活機能向上に係る目標の達成状況に応じて必要な程度の量のサービスを、それぞれに提供する。

○ **指定家事援助限定型訪問サービス額の算定基準要領第 2-2-(2)**

日割り算定

87 家事援助限定型訪問サービスにおいて日割りを行う場合はどのような場合か？また、日割り算定を行う場合、具体的にどのように計算すればよいのか？

日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間※に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定することとなる。

※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

介護予防・日常生活支援総合事業（月額包括報酬とした場合）の対象事由と起算日

月途中の事由		起算日※2
開始	<ul style="list-style-type: none"> 区分変更（要支援Ⅰ ↔ 要支援Ⅱ） 区分変更（事業対象者 → 要支援） 	変更日
	<ul style="list-style-type: none"> 区分変更（要介護 → 要支援） サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） 事業開始（指定有効期間開始） 事業所指定効力停止の解除 	契約日
	<ul style="list-style-type: none"> 利用者との契約開始 	契約日
	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防訪問介護の契約解除（月額報酬対象サービスが、予防専門型訪問サービス、家事援助限定型訪問サービス、共生型予防専門型訪問サービスの場合） 介護予防通所介護の契約解除（月額報酬対象サービスが、予防専門型通所サービス、共生型予防専門型通所サービスの場合） 	契約解除日の翌日
	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※1） 	退居日の翌日
	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※1） 	契約解除日の翌日
	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所（※1） 	退所日の翌日
	<ul style="list-style-type: none"> 公費適用の有効期間開始 	開始日
	<ul style="list-style-type: none"> 生保単独から生保併用への変更 （65歳になって被保険者資格を取得した場合） 	資格取得日
	終了	<ul style="list-style-type: none"> 区分変更（要支援Ⅰ ↔ 要支援Ⅱ） 区分変更（事業対象者 → 要支援）

<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（事業対象者→要介護） ・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始 	契約解除日 （廃止・満了日） （開始日）
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約解除 	契約解除日
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護の契約開始（月額報酬対象サービスが、予防専門型訪問サービス、家事援助限定型訪問サービス、共生型予防専門型訪問サービスの場合） ・介護予防通所介護の契約開始（月額報酬対象サービスが、予防専門型通所サービス、共生型予防専門型通所サービスの場合） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※1） 	入居日の前日
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※1） 	サービス提供日 （通い、訪問又は宿泊）の前日
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※1） 	入所日の前日
<ul style="list-style-type: none"> ・公費適用の有効期間終了 	終了日

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

○ 指定家事援助限定型訪問サービス額の算定基準要領第1-1-(5)

○ 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用（平成30年3月30日老健局介護保険計画課・老人保健課／事務連絡・I資料9）

88 家事援助限定型訪問サービスについては、月当たりの定額制とされているが、月途中からのサービス利用開始、月途中でのサービス利用終了の場合であっても日割り算定しないのか？

家事援助限定型訪問サービスは、介護予防訪問介護と異なり、月途中での利用者との契約開始については、契約日から日割りで算定する。また、月途中での利用者との契約解除については、契約解除日まで日割りで算定する。

○ 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用（平成30年3月30日老健局介護保険計画課・老人保健課／事務連絡・I資料9）

89 家事援助限定型訪問サービス費（Ⅲ）を算定している利用者が、月の途中で要支援2から要支援1に変更となった場合の算定はどうなるか？

認定日の前日までは家事援助限定型訪問サービス費（Ⅲ）を日割りで算定し、認定日以降は家事援助限定型訪問サービス費（Ⅱ）を日割りで算定する。

- 指定家事援助限定型訪問サービス額の算定基準要領第1-1-(5)
- 平成18年4月改定関係Q & A 準用

90 家事援助限定型訪問サービス利用者の要支援等認定区分が月途中に変更となった場合など日割りによる算定を行う場合に、当該変更後又は変更前にサービス利用の実績がない場合はどのように取り扱うのか？

区分変更前後での一方のサービス利用実績がない場合は、日割り計算を行うこととし、サービス利用の実績がない報酬区分は算定しない。

- 「介護予防サービス利用者の日割り算定について」（平成27年8月西宮市通知）準用

91 家事援助限定型訪問サービスを午前中に利用した後、やむを得ない事情により、介護予防短期入所生活介護を利用した場合はどのように算定すればよいのか？

この日は、介護予防短期入所生活介護を利用した日と考え、この日を減じて日割り計算を行うものとする（家事援助限定型訪問サービス費は算定しない。予防の利用者の同日利用については、家事援助限定型訪問サービスの月額請求と介護予防短期入所生活介護費の日額請求の重複報酬請求をさせないため。）。

【介護予防短期入所利用日と家事援助限定型訪問サービスの重複がある場合】
（要支援1の利用者）

※5月以前から家事援助限定型訪問サービス事業所と契約しているものとする。

5月1日～5月4日まで介護予防短期入所生活介護を4日（3泊4日）利用、帰宅後の5月4日から5月29日まで家事援助限定型訪問サービスを利用、同日5月29日から5月31日まで介護予防短期入所生活介護を3日（2泊3日）利用した場合、

→ 家事援助限定型訪問サービス事業所は

31単位（家事援助限定型訪問サービス費Ⅰ・日割合成単位数）×24日（31日－7日）＝744単位を算定する。

初回加算

92 訪問事業責任者の同行について留意することは？

訪問事業責任者が、家事援助限定型訪問サービスに同行した場合については、指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 19 条に基づき、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該訪問事業責任者は、家事援助限定型訪問サービスに要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。

○ 指定家事援助限定型訪問サービス額の算定基準要領第 2-2-(6)

93 初回加算を算定する場合を具体的に示されたい。

初回加算は過去二月に当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所から指定家事援助限定型訪問サービスの提供を受けていない場合に算定されるが、この場合の「二月」とは暦月（月の初日から月の末日まで）によるものとする。

したがって、例えば、4月15日に利用者に指定家事援助限定型訪問サービスを行った場合、初回加算が算定できるのは、同年の2月1日以降に当該事業所から指定家事援助限定型訪問サービスの提供を受けていない場合となる。

また、次の点にも留意すること。

- ① 初回加算は同一月内で複数の事業所が算定することも可能であること。
- ② 一体的に運営している指定訪問介護事業所及び指定予防専門型訪問サービス事業所の利用実績は問わないこと（訪問介護費の算定時においても同様である。）

※ 区分変更により訪問介護↔家事援助限定型訪問サービス又は状態変更等により予防専門型訪問サービス↔家事援助限定型訪問サービスに利用するサービスが変わった利用者について、それぞれのサービス提供事業所が一体的に運営されている実質的に同一の事業所である場合でも過去二月に変更後に利用するサービスの利用がなければ初回加算の算定は可能。

○ 平成 21 年 4 月改定関係 Q & A VOL. 1 準用

94 初回加算を算定する場合に、利用者の同意は必要か？

初回加算は要件に合致する指定家事援助限定型訪問サービスを行った場合に、当然に算定されるものである。

したがって、その都度、利用者からの同意を必要とするものではないが、指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 8 条に基づき、事前に加算の算定要件及び趣旨について、重要事項説明書等により利用者に説明し、同意を得ておく必要がある。

○ 平成 21 年 4 月改定関係 Q & A VOL. 1 準用

事業所と同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合の減算

95 同一敷地内建物等の定義は？

「同一敷地内建物等」とは、当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定家事援助限定型訪問サービス事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。

○ 指定家事援助限定型訪問サービス額の算定基準要領第2-2-（3）

96 同一の建物に 20 人以上居住する建物の定義は？

イ 「当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、「同一敷地内建物等」に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。

ロ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。

○ 指定家事援助限定型訪問サービス額の算定基準要領第2-2-（3）

97 「同一敷地内建物等」に該当するもの以外の集合住宅に居住する利用者に対し訪問する場合、利用者が1月当たり20人以上の場合減算の対象となるが、算定月の前月の実績で減算の有無を判断することとなるのか？

算定月の実績で判断することとなる。

○ 平成27年度介護報酬改定に関するQ & A（平成27年4月1日） 準用

98 「同一建物に居住する利用者が1月当たり20人以上である場合の利用者数」とは、どのような者の数を指すのか？

この場合の利用者数とは、当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所とサービス提供契約のある利用者のうち、該当する建物に居住する者の数をいう。（サービス提供契約は

あるが、当該月において、家事援助限定型訪問サービス費の算定がなかった者を除く。)

○ 平成27年度介護報酬改定に関するQ & A (平成27年4月1日) 準用

99 同一敷地内建物等又は同一の建物に20人以上居住する建物であっても、効率的なサービス提供が可能でないものは、減算とはならないのか？

当該減算は、指定家事援助限定型訪問サービス事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。

(同一敷地内建物等に該当しないものの例)

- ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合
- ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合

○ 指定家事援助限定型訪問サービス額の算定基準要領第2-2-(3)

100 集合住宅減算について、「同一敷地内建物等」であっても「サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと」とされているが、具体的にはどのような範囲を想定しているのか？

集合住宅減算は、訪問系サービス（介護予防居宅療養管理指導を除く）について、例えば、集合住宅の1階部分に事業所がある場合など、事業所と同一建物に居住する利用者を訪問する場合には、地域に点在する利用者を訪問する場合と比べて、移動等の労力（移動時間）が軽減されることから、このことを適正に評価するために行うものである。

従来の仕組みでは、事業所と集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。以下同じ。）が一体的な建築物に限り減算対象としていたところである。

今般の見直しでは、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様の移動時間により訪問できるものについては同様に評価することとし、「同一敷地内にある別棟の集合住宅」、「隣接する敷地にある集合住宅」、「道路等を挟んで隣接する敷地にある集合住宅」のうち、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様に移動時間が軽減されるものについては、新たに、減算対象とすることとしたものである。

このようなことから、例えば、以下のケースのように、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合は移動時間が明らかに異なるものについては、減算対象とはならないものと考えている。

- ・ 広大な敷地に複数の建物が点在するもの（例えば、UR（独立行政法人都市再生機構）などの大規模団地や、敷地に沿って複数のバス停留所があるような規模の敷地）
- ・ 幹線道路や河川などにより敷地が隔てられており、訪問するために迂回しなければならないもの

○ 平成27年度介護報酬改定に関するQ & A (平成27年4月1日) 準用

101 月の途中で、集合住宅減算の適用を受ける建物に入居した又は当該建物から退居した場合、月の全てのサービス提供部分が減算の対象となるのか？

集合住宅減算については、利用者が減算対象となる建物に入居した日から退居した日までの間に受けたサービスについてのみ減算の対象となる。

月の定額報酬である指定家事援助限定型訪問サービス費については、利用者が減算対象となる建物に居住する月があるサービスに係る報酬（日割り計算が行われる場合は日割り後の額）について減算の対象となる。

○ 平成27年度介護報酬改定に関するQ & A（平成27年4月1日） 準用

102 削除

103 集合住宅減算として、①指定家事援助限定型訪問サービス事業所と同一敷地内建物等の利用者、②指定家事援助限定型訪問サービス事業所の利用者が20人以上居住する建物の利用者について減算となるが、例えば、当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所と同一建物に20人以上の利用者がいる場合、①及び②のいずれの要件にも該当するものとして、減算割合は△20%となるのか？

集合住宅減算は、①指定家事援助限定型訪問サービス事業所と同一敷地内建物等の利用者又は②①以外の建物であって、当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物の利用者について減算となるものであり、①と②は重複しないため、減算割合は△10%である。

○ 平成27年度介護報酬改定に関するQ & A（平成27年4月1日） 準用

104 集合住宅減算について、サービス提供事業所と建物を運営する法人がそれぞれ異なる法人である場合にはどのような取扱いとなるのか？

サービス提供事業所と建物を運営する法人が異なる場合も減算対象となる。

○ 平成27年度介護報酬改定に関するQ & A（平成27年4月1日） 準用

105 指定家事援助限定型訪問サービス事業所が、指定訪問介護事業又は指定予防専門型訪問サービス事業を一体的に運営している場合であって、当該事業所の利用者が同一の建物に20人以上居住する場合の実利用者の計算方法はどうか？ ◆

当該事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定家事援助限定型訪問サービスを行った場合の実利用者については、当該事業所と、指定訪問介護事業又は指定予防専門型訪問サービス事業が一体的に運営している場

合、指定訪問介護事業又は予防専門型訪問サービス事業の利用者を含めずに計算する。

なお、指定訪問介護事業所が予防専門型訪問サービス事業と一体的に運営している場合については、予防専門型訪問サービス事業の利用者を含めて計算する。

◆ポイント◆

家事援助限定型訪問サービスの利用者のみで 20 人の計算をすることに注意してください。

○ 指定家事援助限定型訪問サービス額の算定基準要領第 2-2-(3)

他制度との関係（医療）

106 医療保険の適用を受ける病床に入院している者が外泊中に、第 1 号事業支給費の支給対象である訪問通所サービスを利用することは可能か？

医療保険の適用を受ける病床に入院している者が外泊中に受けた訪問通所サービスについては、介護保険による算定はできない。

○ 介護報酬等に係る Q & A 準用

107 医療費控除の取扱いはどのようになっているか？ ◆

家事援助限定型訪問サービスについては、サービス提供内容が生活援助のみであるため医療費控除の対象とはならない。

○ 「医療費控除の対象となる介護保険制度下での居宅サービス等の対価」

その他

108 介護予防・生活支援員として、してはいけない行為はあるか？

介護予防・生活支援員等とサービスを受ける高齢者との関係は、理念的には対等といえるが、意思能力の十分でない高齢者の場合には、必ずしも対等とはいえない。

したがって、介護予防・生活支援員等からの何らかの働きかけがあった場合、本人の意志に反して、それを受け入れざるを得ないこととなるため、次の各行為を禁止することが、必要である。

なお、この禁止行為は介護予防・生活支援員等として派遣中はもとより、派遣終了後も同様である。

- ① 訪問先で知り得た秘密を他の利用者等に話すこと。
- ② 金品の贈与遺贈を受けること。

- ③ 金品の貸借を行うこと。
- ④ 宗教への入信等の勧誘を行うこと。
- ⑤ 物品及びサービス等の購入の勧誘を行うこと。
- ⑥ 各種の保険加入の勧誘を行うこと。
- ⑦ 金銭を預かること（生活援助に係る買い物代行時の金銭預かりを除く（問 72 参照））

109 家事援助限定型訪問サービスを1日に数時間組み込み、24時間のうちの残りの時間を利用者と介護予防・生活支援員の間で「家政婦」として契約し、いわゆる「住み込み」によるサービス提供を行うことはできるか？

例えば、同一の要支援者等が同一日に1時間は「介護予防・生活支援員」、23時間は「家政婦」として生活援助等のサービスを行う場合は、サービス内容が明確に区分できないため、家事援助限定型訪問サービスの対象とはならない。

- **いわゆる「住み込み」により同一介護者が「訪問介護」と「家政婦」サービスを行う場合の介護報酬上の取り扱いについて 準用**
（平成 17 年 9 月 14 日付厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

110 午前中に「家事援助限定型訪問サービス」を実施し、午後に利用者と当該介護予防・生活支援員の間で契約による「家政婦」としてサービス提供を行った場合に、家事援助限定型訪問サービスの対象となるか？

いわゆる「住み込み」ではなく利用者宅へ通勤する勤務形態の家政婦について、1回の訪問に係る滞在時間帯において、介護保険による「家事援助限定型訪問サービス」と個人契約による「家政婦」としてのサービスが混合して行われる場合、家事援助限定型訪問サービスのサービス内容が明確に区分して介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに位置付けられ、「家事援助限定型訪問サービス」と「家政婦」としてのサービスが別の時間帯に別のサービスとして行われる場合に限り、家事援助限定型訪問サービスの算定対象となる。また、この際、できるだけ個人契約による「家政婦」としてのサービスも介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに明記することとする。

- **介護報酬に係る Q & A について VOL. 2 準用**
（平成 15 年 6 月 30 日 厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

111 サービスの提供時間帯による割引率を設定した場合、割引が適用される時間帯はサービス開始時刻で判断するのか？

家事援助限定型訪問サービスのサービス開始時刻が割引の対象となる時間帯にある場合に、当該割引を適用することを原則とする。

ただし、割引の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間

に占める割合が大きいあるいは小さい場合は、事業所ごとに当該割引率適用の有無を決めてよい。例えば、割引率の適用条件を「午後2時から午後4時まで」としている場合に、

- ① サービス開始時刻が午後1時30分、終了時刻が午後3時30分のサービスについては、事業所の判断により、2時間のサービスの全体に割引率を適用してもよい。
- ② サービス開始時刻が午後3時30分、終了時刻が午後5時30分のサービスについては、事業所の判断により、2時間のサービスの全体に割引率を適用しなくてもよい。この場合、利用者等の了解を得ておくことが必要。

○ 介護報酬に係るQ&Aについて 準用

(平成15年5月30日厚生労働省老健局老人保健課：事務連絡)

112 ケア付き住宅、宅老所等と称しながらも、一室に多数の高齢者を収容し、或いは極めて狭隘な個室に高齢者を収容した上で、同一施設内や近隣に設置した指定家事援助限定型訪問サービスから居宅サービスを提供している場合、このようなサービスの形態も介護保険の対象として認められるものなのか？

1 法においては、「訪問介護を始めとする居宅サービスは、「居宅」と「軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室」において行われることとされ、これらにおいて指定第1号事業を受けた費用について第1号事業支給費の支給が行われる。

※「厚生労働省令で定める施設は、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームとする。」(施行規則第4条)

(注意) これらの施設が特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は、介護予防・生活支援員等の派遣の対象とはならない。

2 ここで省令で定める施設を居宅に含めている趣旨は、いわゆる施設に相当する場所に所在する要支援者等についても、居宅に準じるものとして一定の水準にある施設に居住する場合には、通常の居宅と同様に第1号事業支給費の対象とすることを目的とする。

3 即ち、「居宅」の範囲については、特段の数値基準等による定義を置いていないものの、法文上、当然に社会通念上の居宅を指すものであり、実質的に「施設」に該当するものについては、居宅に含まれる施設として省令で定められた軽費老人ホームと有料老人ホームを除き、「居宅」に含まれない。

4 したがって、いわゆるケア付き住宅等と設置者が称するものであっても、

- ・どのような生活空間か
- ・どのような者を対象としているか
- ・どのようにサービスが提供されているか

などといった観点も踏まえつつ総合的に判断して、「施設」としての実態を有していると認められる場合には、上述の省令で規定する施設に含まれないものである以上、介護保険でいう指定第1号事業には当たらず、第1号事業支給費の支払対象外となる。

○ 「居宅サービスと実質的な「施設」との関係について」 準用

(平成14年3月19日厚生労働省老健局介護保険課、振興課：事務連絡)

113 利用者が悪質な「訪問販売」等を契約している場合、どうしたらよいか？

高齢者は、悪質商法にねらわれやすい立場にあるため、消費者問題に関する情報をふだんから利用者や家族に提供していただくようお願いしたい。

もし、利用者が悪質な訪問販売等で契約を行っていたら、地域包括支援センター等や家族に連絡をし、クーリング・オフ制度等で契約を解除できる方法があることを伝えること。さらに必要があれば、市の消費生活センター等の消費生活相談窓口を紹介すること。

(西宮市の消費生活相談窓口)

西宮市 消費生活センター 0798-64-0999

受付日 月曜日～土曜日（祝休日・年末年始は除く）

受付時間 9:00～16:45（12:00～13:00 は除く）

114 訪問介護の特定事業所加算における訪問介護員等要件である介護福祉士等の割合には、家事援助限定型訪問サービスに従事する時間を含むか。また、重度要介護者等対応要件である利用者の数には、家事援助限定型訪問サービスの利用者は含むか？ ◆

特定事業所加算の算定要件のうち、訪問介護員等要件の割合は、指定訪問介護事業所の訪問介護員等の状況に基づき算定することとしており、家事援助限定型訪問サービスに従事する時間は含まない。また、重度要介護者等対応要件の利用者割合は、指定訪問介護の利用者数（一体的な運営を行う場合の第1号訪問介護の利用者を除く）に基づき算定することとしており、家事援助限定型訪問サービスの利用者は含まない。

○ 「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成27年8月19日版】

平成30年追加分

115 不当な働きかけの禁止について、どのように定められているか？

指定家事援助型訪問サービス事業者は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの作成又は変更に関し、地域包括支援センター又は指定介護予防支援事業所の担当職員又は居宅要支援被保険者及び事業対象者に対して、利用者に必要なサービスを提供するよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

○ 指定家事援助限定型訪問サービス等基準要綱第32条の2

○ 指定家事援助限定型訪問サービス等基準要領第3-3-(19)の2

平成 27 年 8 月 27 日

(2015 年)

市内

訪問介護事業者 御中
通所介護事業者 御中
通所リハビリテーション事業者 御中
居宅介護支援事業者 御中
西宮市高齢者あんしん窓口 御中

西宮市介護保険課長

介護予防サービス利用者の日割り算定について

平素は、本市の介護保険運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、月額報酬とされている介護予防訪問介護・通所介護・通所リハビリテーションについて、下記の場合は日割り計算を行うこととされています。

- ① 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- ② 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- ③ 月途中で要支援度が変更となった場合
- ④ 月途中で同一保険者内の転居等により事業所を変更した場合
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護等を月途中に入退所し、その前後で介護予防訪問介護等を利用した場合
- ⑥ 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用しているものが、当該サービスを利用しない日において、介護予防訪問介護等を利用した場合
- ⑦ 月の一部期間が公費適用期間であった場合
- ⑧ 事業者の事業開始、事業廃止、指定有効期間・効力停止期間の開始・終了

しかしながら、「区分変更前後での一方のサービス利用実績がない場合」については、これまでの県の集団指導等に基づき、月額報酬での算定を行うこととしてきましたが、この度、下記のとおり、取扱いを改めますのでお知らせいたします。

<変更内容>

「区分変更前後での一方のサービス利用実績がない場合は、日割り計算を行うこととし、サービス利用の実績がない報酬区分は算定しない」

<変更開始月>

平成 27 年 9 月利用分より

※平成 27 年 8 月以前については、月額報酬での算定のままで結構です。

<根拠>

当該算定については、兵庫県下でも保険者によって取扱いが異なる場所であったため、県を通じて厚生労働省に再度確認したところ、平成 27 年 8 月 10 日付で老人保健課より上記の回答がありました。県は、次回の集団指導にて説明するとのことです。

ご不明な点等ありましたら、担当までお問い合わせ願います。

【担当】

介護保険課 給付・適正化チーム

TEL 0798-35-3048

西介保発第 134 号
平成 31 年 1 月 4 日
(2019 年)

市内指定居宅介護支援事業所 管理者様
市内指定介護予防支援事業所 管理者様
市内指定予防専門型訪問サービス事業所 管理者様
市内指定家事援助限定型訪問サービス事業所 管理者様
市内共生型予防専門型訪問サービス事業所 管理者様

西宮市健康福祉局長

予防専門型訪問サービス及び家事援助限定型訪問サービスの利用について（通知）

平素より、本市介護保険事業の推進にご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

本市においては、予防専門型訪問サービス及び家事援助限定型訪問サービスを利用するに当たり、基本的な考え方に変更はありませんが、今般の共生型予防専門型訪問サービスの創設に伴い「予防専門型訪問サービス及び家事援助限定型訪問サービスの利用について（通知）」（平成 28 年（2016 年）12 月 9 日 西介保発第 54 号）を別添 1 のとおり改正し、平成 31 年（2019 年）1 月利用分より適用することとします。

<問い合わせ先>

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10-3

西宮市 介護保険課 給付・適正化チーム

電 話：0798-35-3048

(別添1)

訪問型サービスの利用に当たっては、地域包括支援センター及び委託先の居宅介護支援事業所における介護支援専門員が、利用者本人の状況を判断して介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに位置づけするが、原則、本市が介護予防・日常生活支援総合事業を開始した平成 29 年（2017 年）4 月 1 日以降、新規に訪問型サービスで生活援助のみの利用をする場合においては、家事援助限定型訪問サービスの利用とする。

ただし、生活援助のみの利用であっても、①直近の訪問調査結果における「認知症高齢者自立度」がⅡa 以上又は精神疾患等がある利用者であって、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断された場合や、②利用者の居宅の日常生活圏域内等に指定家事援助限定型訪問サービス事業所がない場合は、予防専門型訪問サービスの利用が認められる。予防専門型訪問サービスをケアプランに位置つけた場合は、身体介護の利用がある等の場合であっても、位置つけた理由を介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに必ず記載することとする。なお、正当な理由の記載がない場合、第 1 号事業支給費の返還対象となる場合があるため、留意すること。

また、正当な理由により予防専門型訪問サービスを利用していた人が、当該理由に該当しなくなった場合、他のいずれの理由にも該当しなければ、速やかに家事援助限定型訪問サービスの利用に切り替えること。

平成 31 年（2019 年）1 月より実施する共生型予防専門型訪問サービスにおいても、基本的な考え方は予防専門型訪問サービスと同様である。ただし、共生型予防専門型サービスはサービスに従事する職員が有する資格等により利用できる者が制限される場合があるため、留意すること。

各訪問型サービスの利用の可否の詳細については下記に、考え方のフローチャートについては別添 2 に、具体例については別添 3 に示す。

記

1. 家事援助限定型訪問サービスを利用できない場合

- (1) 訪問型サービスの利用が必要な場合であって、サービス提供内容に身体介護が含まれる場合、家事援助限定型訪問サービスを利用することはできない。
※家事援助限定型訪問サービスでは、運営基準上、身体介護のサービスを提供することができない。

2. 予防専門型訪問サービスを利用できる場合

- (1) 直近の訪問調査結果における「認知症高齢者自立度」がⅡa 以上又は精神疾患等がある利用者であって、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断された場合、予防専門型訪問サービスを利用できる。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく障害福祉サービスのうち、居宅介護又は重度訪問介護を利用したことがある人が訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、予防専門型訪問サービスを利用できる。

- (3) 平成 29 年（2017 年）3 月 31 日時点で介護予防訪問介護、訪問介護、又は西宮市在宅高齢者生活支援ホームヘルプ事業（ライフサポート事業）※を利用していた人が訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、要介護（支援）認定又は事業対象者の有効期間が途切れることなく継続している期間に限り、予防専門型訪問サービスを利用できる。
※当該事業は平成 29 年（2017 年）3 月 31 日をもって終了。
- (4) 複数の要支援者、要介護者、事業対象者（以下「要支援者等」という。）がいる世帯において、複数の要支援者等に対して生活援助が必要な場合、それぞれの適切なアセスメントにより設定された生活機能向上に係る目標の達成状況に応じて必要な程度の量のサービスをそれぞれに提供することになるが、共用部分の掃除等が含まれ、一人の訪問介護員が複数の要支援者等間で適宜サービスを振り分けることができない場合であって、かつ複数名の中に要介護者もしくは予防専門型訪問サービスの利用が必要な人が含まれる場合に限り、その他の要支援者等についても、予防専門型訪問サービスを利用できる。
- (5) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の対象者が訪問型サービスの利用が必要と判断され、当該軽減制度対象となる法人が運営する訪問型サービスを利用する場合、予防専門型訪問サービスを利用できる。
- (6) 新規要介護認定申請中であり、要介護に該当するか要支援に該当するか不明な第 2 号被保険者が、暫定的に訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、暫定的に利用する期間に限り、予防専門型訪問サービスを利用できる。
- (7) 新規要介護認定申請中であり、要介護に該当するか要支援に該当するか不明な第 1 号被保険者が、介護予防福祉用具貸与等の予防給付と併せて暫定的に訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、暫定的に利用する期間に限り、予防専門型訪問サービスを利用できる。
- (8) 要支援者が状態悪化に伴い区分変更申請を行い、要介護になる可能性がある場合であって、かつ暫定的に訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、暫定的に利用する期間に限り、予防専門型訪問サービスを利用できる。
- (9) 事業所において運営規程で定めている標準利用者数を超える等の正当な理由により、当該利用者にサービス提供できる指定家事援助限定型訪問サービス事業所が利用者の居宅の日常生活圏域内等でない場合、予防専門型訪問サービスを利用できる。
※当該理由は市内全域で指定家事援助限定型訪問サービス事業所のサービス提供体制が充実するまでの間の当面の措置であり、今後見直すことがありうる。なお、見直し前であっても、当該日常生活圏域内等のサービス提供体制が充実してきた場合は、他の予防専門型訪問サービスを利用できる場合に当てはまらなければ、当該利用者にサービス提供できる指定家事援助限定型訪問サービス事業所を探し、家事援助限定型訪問サービスの利用に切り替えることが望ましい。

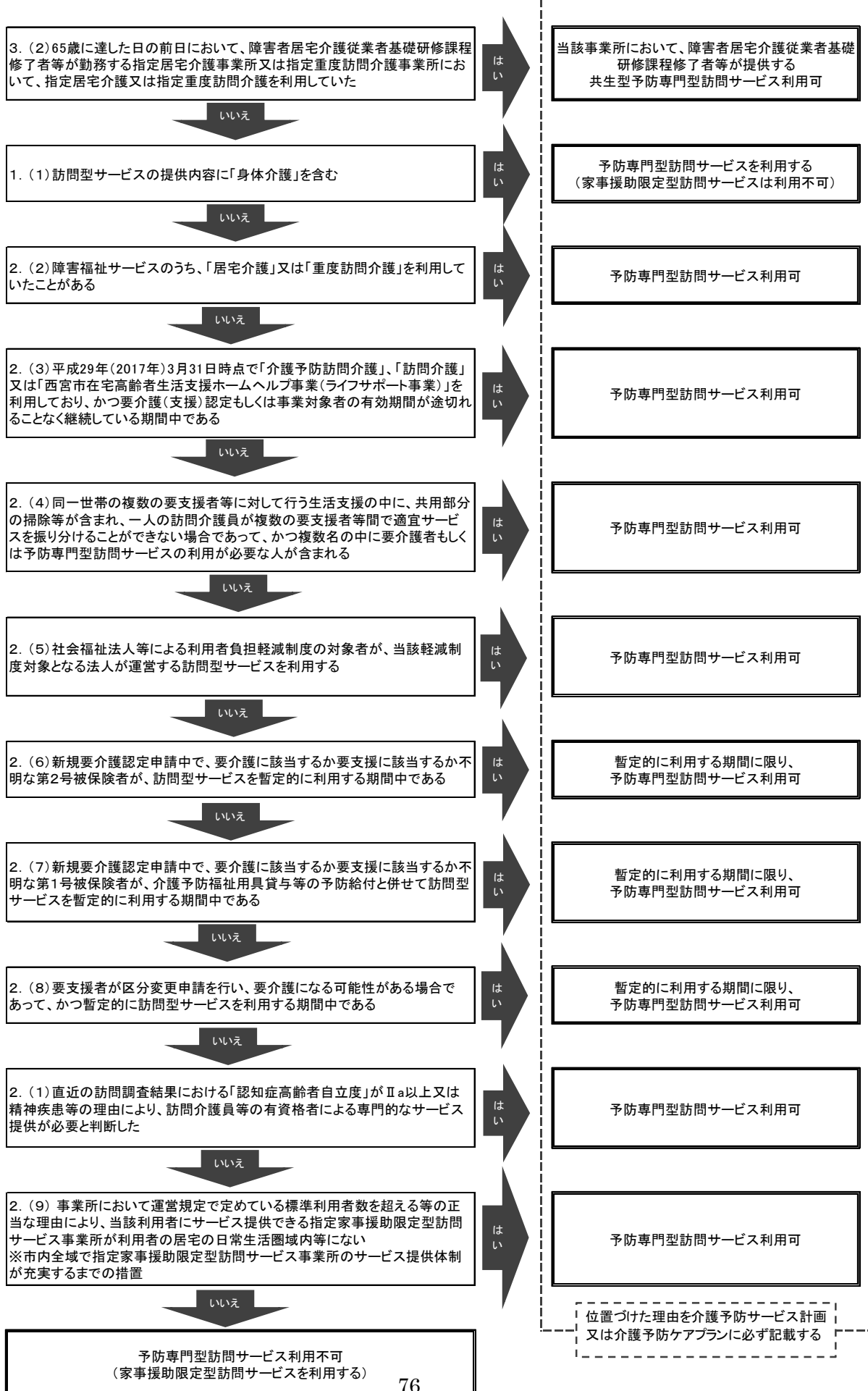
3. 共生型予防専門型訪問サービスを利用できる場合

- (1) 障害福祉制度の指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所が共生型予防専門型訪問サービスを行う場合で、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級課程又は旧2級課程修了者及び居宅介護職員初任者研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）がサービスを提供する場合、予防専門型訪問サービスと同様の取扱いとする。
※別添1～3において、「予防専門型訪問サービス」と記載している場合は、上記の者が提供する共生型予防専門型訪問サービスも含むものとする。

- (2) (1)に規定する者以外（以下、「障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等」という。）がサービスを提供する場合、65歳に達した日の前日において、これらの者が勤務する指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所において、指定居宅介護又は指定重度訪問介護を利用していた高齢障害者のみがサービスを利用できる。

以上

考え方のフローチャート



具体例

【障害福祉サービスの利用者の場合】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉サービスのうち、居宅介護又は重度訪問介護を利用したことがある人が訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、予防専門型訪問サービスを利用できる。

※要介護（支援）認定又は事業対象者の有効期間が途切れている期間が過去にあったとしても、予防専門型訪問サービスを利用できる。

<事例 1>

認定結果	なし	要支援1 (2017.7.1～2018.6.30)	要支援1 (2018.7.1～2020.6.30)
サービス	<u>障害福祉サービスの居宅介護の利用歴あり</u>	予防専門型訪問サービス <u>利用可</u>	予防専門型訪問サービス <u>利用可</u>

<事例 2>

認定結果	なし	要支援1 (2017.7.1～ 2018.6.30)	<u>なし</u> (<u>2018.7.1～</u> <u>2018.11.30</u>)	要支援1 (2018.12.1～ 2019.11.30)
サービス	<u>障害福祉サービスの居宅介護の利用歴あり</u>	予防専門型 訪問サービス <u>利用可</u>		予防専門型 訪問サービス <u>利用可</u>

【既利用者の場合】

平成 29 年（2017 年）3 月 31 日時点で介護予防訪問介護、訪問介護、又は西宮市在宅高齢者生活支援ホームヘルプ事業（ライフサポート事業）を利用していた人が訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、要介護（支援）認定又は事業対象者の有効期間が途切れることなく継続している期間に限り、予防専門型訪問サービスを利用できる。

※有効期間が途切れていなければ、サービスの未利用期間の有無にかかわらず、予防専門型訪問サービスを利用できる。

※「平成 29 年（2017 年）3 月 31 日時点で介護予防訪問介護、訪問介護、又は西宮市在宅高齢者生活支援ホームヘルプ事業（ライフサポート事業）を利用」とは、平成 29 年（2017 年）3 月 31 日に実際にサービス提供があったかどうかではなく、サービスの利用契約が継続していたことを要件としている。

<事例 3>

認定結果	要支援1 (2016.7.1～2017.6.30)	要支援1 (2017.7.1～2019.6.30)	要支援1 (2019.7.1～2021.6.30)
サービス	2017.3.31 時点 介護予防訪問介護の 利用あり	予防専門型訪問サービス 利用可	予防専門型訪問サービス 利用可

<事例 4>

認定結果	要介護3 (2016.7.1～ 2017.6.30)	要支援1 (2017.7.1～ 2019.6.30)	要介護1 (2019.7.1～ 2021.6.30)	要支援1 (2021.7.1～ 2023.6.30)
サービス	2017.3.31 時点 訪問介護の利用あり	予防専門型訪問 サービス利用可	訪問介護	予防専門型訪問 サービス利用可

<事例 5>

認定結果	非該当	事業対象者 (2017.4.1～2017.9.30)	事業対象者 (2017.10.1～2018.3.31)
サービス	2017.3.31 時点 ライフサポートの ホームヘルプの利用あり	予防専門型訪問サービス 利用可	予防専門型訪問サービス 利用可

<事例6>

認定結果	要支援1 (2016.7.1～2017.6.30)	要支援1 (2017.7.1～2019.6.30)	事業対象者 (2019.7.1～2019.12.31)
サービス	2017.3.31 時点 介護予防訪問介護の 利用あり	予防専門型訪問サービス 利用可	予防専門型訪問サービス 利用可

<事例7>

認定結果	要支援1 (2016.7.1～2017.6.30)	要支援1 (2017.7.1～2019.6.30)	事業対象者 (2019.7.5～2020.1.31)
サービス	2017.3.31 時点 介護予防訪問介護の 利用あり	予防専門型訪問サービス 利用可	予防専門型訪問サービス 利用可

※要支援認定の更新結果が非該当となったが、その結果通知が遅れたことにより、基本チェックリストの実施が遅れ、結果として有効期間が途切れた場合は、その期間が概ね1か月以内であれば予防専門型訪問サービスの利用可とする。

<事例8>

認定結果	他市で要支援1 (2016.12.1～2017.11.30)	西宮市に転入 要支援1 (2017.11.1～2018.4.30)	要支援1 (2018.5.1～2020.4.30)
サービス	2017.3.31 時点 介護予防訪問介護の 利用あり	予防専門型訪問サービス 利用可	予防専門型訪問サービス 利用可

※平成29年(2017年)3月31日時点のサービス利用の有無は、転入前の他市町村の介護予防訪問介護、訪問介護、又は現行相当の訪問型サービスの利用を含む。また、要介護(支援)認定又は事業対象者の有効期間についても、他市町村の要介護(支援)認定又は事業対象者の有効期間を含む。

【第2号被保険者の新規申請中の暫定利用の場合】

新規要介護認定申請中であり、要介護に該当するか要支援に該当するか不明な第2号被保険者が、暫定的に訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、暫定的に利用する期間に限り、予防専門型訪問サービスを利用できる。

※要支援認定を受けた場合は、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断される等、予防専門型訪問サービスを利用できる場合に当てはまらなければ、家事援助限定型訪問サービスの利用に切り替える必要がある。

<事例9>

2017.7.15	新規要介護認定申請	
2017.7.15	<u>訪問型サービスのみ</u> を暫定利用	暫定的に利用する期間は、 <u>予防専門型訪問サービス</u> を利用できる。(第2号被保険者は認定結果が出た後、暫定的にサービスを利用している期間について、事業対象者として取り扱うことができないため、予防給付との併給でなくとも予防専門型訪問サービスを利用できることとしている。)
2017.8.10	<u>要支援1</u> の認定結果通知	※仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう予防専門型訪問サービス事業者及び訪問介護事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプラン上は位置づけることが考えられる。
2017.8.11	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書提出	家事援助限定型訪問サービスを利用する。

【第1号被保険者の新規申請中の暫定利用の場合】

新規要介護認定申請中であり、要介護に該当するか要支援に該当するか不明な第1号被保険者が、介護予防福祉用具貸与等の予防給付と併せて暫定的に訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、暫定的に利用する期間に限り、予防専門型訪問サービスを利用できる。

※認定結果が要介護であった場合に暫定的に利用した期間を事業対象者として取り扱うためには、「①要介護等認定申請日以降かつ暫定利用開始前に基本チェックリストを実施して事業対象者に該当していること」、及び「②暫定利用開始前にサービス計画届出書と基本チェックリストを提出していること」が必要。

※要支援認定を受けた場合は、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断される等、予防専門型訪問サービスを利用できる場合に当てはまらなければ、家事援助限定型訪問サービスの利用に切り替える必要がある。

<事例 10>

2017.7.15	新規要介護認定申請	
2017.7.15	訪問型サービスと介護予防福祉用具貸与を暫定利用	介護予防福祉用具貸与等の予防給付との併給で暫定的に利用する期間は、 <u>予防専門型訪問サービスを利用できる。</u>
2017.8.10	要支援1の認定結果通知	※仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう予防専門型訪問サービス事業者及び訪問介護事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプラン上は位置づけることが考えられる。
2017.8.11	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書提出	家事援助限定型訪問サービスを利用する。

<事例 11>

2017.7.15	新規要介護認定申請	
2017.7.15	訪問型サービスのみを暫定利用	介護予防福祉用具貸与等の予防給付との併給でなければ、 <u>暫定的に利用する期間であっても、原則、家事援助限定型訪問サービスを利用する。</u>
2017.8.10	要支援1の認定結果通知	(認定結果が要介護であった場合、暫定的に利用した期間は事業対象者として取り扱う)
2017.8.11	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書提出	家事援助限定型訪問サービスを利用する。

<事例 12>

2017.7.15	新規要介護認定申請	
2017.7.15	<u>訪問型サービスのみ</u> を暫定利用	介護予防福祉用具貸与等の予防給付との併給でなければ、 <u>暫定的に利用する期間であっても、原則、家事援助限定型訪問サービス</u> を利用する。 (認定結果が要介護であった場合、暫定的に利用した期間は事業対象者として取り扱う)
2017.8.10	<u>要介護1</u> の認定結果通知	
2017.8.11	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書及び居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書提出	訪問介護を利用する。

【区分変更申請中の暫定利用の場合】

要支援者が状態悪化に伴い区分変更申請を行い、要介護になる可能性がある場合であって、かつ暫定的に訪問型サービスの利用が必要と判断された場合、暫定的に利用する期間に限り、予防専門型訪問サービスを利用できる。

※区分変更申請が却下された場合、もしくは要支援認定を受けた場合は、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断される等、予防専門型訪問サービスを利用できる場合に当てはまらなければ、家事援助限定型訪問サービスの利用に切り替える必要がある。

<事例 13>

2017.7.15	要支援1の人が状態悪化に伴い区分変更申請	
2017.7.15	<u>訪問型サービスのみ</u> を暫定利用	暫定的に利用する期間は、 <u>予防専門型訪問サービス</u> を利用できる。 ※仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう予防専門型訪問サービス事業者及び訪問介護事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプラン上は位置づけることが考えられる。
2017.8.10	<u>要介護1</u> の認定結果通知	
2017.8.11	居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書提出	訪問介護を利用する。

【平成 29 年（2017 年）4 月 1 日以降に新たに介護予防訪問介護もしくは訪問介護を利用した場合】

平成 29 年（2017 年）4 月 1 日以降に新たに介護予防訪問介護もしくは訪問介護を利用した人が、要介護（支援）認定有効期間が満了したことに伴い、訪問型サービスの利用に移行する際は、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断される等、予防専門型訪問サービスを利用できる場合に当てはまらない場合、予防専門型訪問サービスは利用できない。

<事例 14>

認定結果	要支援1 (2016.7.1～2017.6.30)	要支援1 (2017.7.1～2019.6.30)	要支援1 (2019.7.1～2021.6.30)
サービス	2017.6.1 から新たに 介護予防訪問介護の利用	予防専門型訪問サービス 利用不可	予防専門型訪問サービス 利用不可

<事例 15>

認定結果	要介護3 (2016.7.1～2017.6.30)	要支援1 (2017.7.1～2019.6.30)	要支援1 (2019.7.1～2021.6.30)
サービス	2017.6.1 から新たに 訪問介護の利用	予防専門型訪問サービス 利用不可	予防専門型訪問サービス 利用不可

【状態改善等により身体介護が不要となった場合】

身体介護と生活援助の両方が必要なため、予防専門型訪問サービスを利用していた人が、状態改善等により身体介護が不要となった場合、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断される等、予防専門型訪問サービスを利用できる場合に当てはまらない場合は、予防専門型訪問サービスは利用できない。

<事例 16>

認定結果	要支援1 (2016.7.1～2017.6.30)	要支援1 (2017.7.1～2019.6.30)	要支援1 (2019.7.1～2021.6.30)
サービス	利用なし	身体介護を含むため 予防専門型訪問サービス 利用 ↓ 身体介護が不要となった場合、 予防専門型訪問サービス 利用不可 ※家事援助限定型訪問 サービスの利用に切り替える	予防専門型訪問サービス 利用不可

【直近の訪問調査結果における「認知症高齢者自立度」がⅡa 以上又は精神疾患等の理由に該当しなくなった場合】

直近の訪問調査結果における「認知症高齢者自立度」がⅡa 以上又は精神疾患等の理由により、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断され、予防専門型訪問サービスを利用していた人が、当該理由に該当しない状態になった場合、その他予防専門型訪問サービスを利用できる場合に当てはまらない場合は、予防専門型訪問サービスは利用できない。

<事例 17>

認定結果	要支援1 (2016.7.1～2017.6.30)	要支援1 (2017.7.1～2019.6.30)	要支援1 (2019.7.1～2021.6.30)
サービス	利用なし	直近の訪問調査結果における「認知症高齢者自立度」がⅡa 以上又は精神疾患等の理由により予防専門型訪問サービス 利用 ↓ <u>当該理由に該当しなくなった場合</u> 、 <u>予防専門型訪問サービス</u> <u>利用不可</u> ※家事援助限定型訪問サービスの利用に切り替える	予防専門型訪問サービス <u>利用不可</u>

【65歳に達した日の前日に、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が勤務する指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所で、指定居宅介護又は指定重度訪問介護を利用していた場合】

当該事業所において、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が提供する共生型予防専門型訪問サービスを利用できる。

<事例 18>

認定結果	なし (65歳年齢到達の前日)	要支援1 (2019.3.3～ 2020.3.31)	なし (<u>2020.4.1～</u> <u>2020.9.30</u>)	要支援1 (2020.10.1～ 2021.9.30)
サービス	障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が勤務する指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所で、指定居宅介護又は指定重度訪問介護を利用している	当該事業所で、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が提供する共生型予防専門型訪問サービス <u>利用可</u>		当該事業所で、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が提供する共生型予防専門型訪問サービス <u>利用可</u>